

児童ポルノ及び子どもに対する性犯罪に関する法律

井樋 三枝子

【目次】

はじめに

- I 児童ポルノ、子どもに対する性犯罪に関する規制の変遷
- II 児童ポルノ、子どもに対する性犯罪に関する公聴会
- III 第110連邦議会(2007-2008年)で成立した3法律

はじめに

第110連邦議会(2007-2008年)において、児童ポルノ規制強化と性犯罪の前歴がある犯罪者に対する監視強化の2点を大きな柱とする法改正が行われた。

この動きの背景にあるのが、インターネット上での児童ポルノ犯罪及び子どもに対する性犯罪の増加である。また、児童ポルノと子どもに対する性犯罪との関連性についても着目されている。

インターネットの普及により、児童ポルノを所持、利用する方法が複雑化、多様化したこと、インターネットを介した児童搾取、児童の性的虐待を目的とした犯罪行為から子どもを有効に保護するにはどうしたらよいかという点が注目されている。

結果として、第110議会では2008年効果的児童ポルノ訴追・対策強化法(P.L.110-358)、KIDS法(P.L.110-400)、2008年子ども保護法(P.L.110-401)の3法律が2008年秋に成立した。

本稿では、この新しい3法によって、合衆国法典に新設及び改正がなされた条文を邦訳するとともに、新条文の具体的な内容や成立の背景を解説する。

I 児童ポルノ、子どもに対する性犯罪に関する

る規制の変遷

1 児童搾取・誘拐、子どもに対する性犯罪と性犯罪者登録

子どもに対する性犯罪や誘拐等の犯罪に関しては、アメリカでは性犯罪の前科を有する者の監視という方法で、再犯防止が目指されてきた。

性犯罪者の情報の登録とその情報の一般公開に関しては、州の立法が先行して行われていた。連邦レベルでは、1994年暴力的犯罪の抑止と法執行に関する法律^(注1)が制定された。その中のウェッターリング法^(注2)が1996年に改正された結果、連邦法により性犯罪者の情報公開が各州に義務付けられることとなった。具体的には、連邦がガイドラインを策定し、登録等の実施については各州の法執行機関が行っている^(注3)。

次に制定された2003年児童を誘拐及び性的搾取から保護するための法律^(注4)(PROTECT法)では、児童ポルノやその素材、児童ポルノの作成及び頒布に関連する犯罪で有罪となった者に対しても各州の性犯罪者登録簿への登録義務が拡大されることとなった。

2006年にはアダム・ウォルシュ児童保護安全法^(注6)が制定された。この法律では、「全米性犯罪者登録簿(National Sex Offender Registry)^(注7)」が創設された。

全米性犯罪者登録簿に登録すべき事項は、性犯罪者の氏名、住所、職業(学校)、車両・身分証明情報、指紋、DNA標本、全犯罪履歴、写真等である。犯罪者はそれぞれの前科の重大さに応じ3段階にランクづけられ、最も重いランクに属する者は、3か月ごとの登録更新が義務付けられている。

しかし、この全米性犯罪者登録簿自体は一般

に公開されない。

一般公衆向けには、司法省のウェブサイトで「全米公益ウェブサイト(National Public Website)^(注8)」が公開されており、性犯罪者に関する情報を、氏名等から検索できる。また、各州や個別の法域では独自の登録簿^(注9)を創設し、公開するものと規定されている。

2 児童ポルノの規制

児童ポルノについては1970年代から立法による規制が始まった^(注10)。

児童ポルノの規制には、大きく分けて、次の2つの論点が存在する。

まず、被害者となる子どもの実在の有無(子どもに見せかけた成人やアニメなどの実在しない子どもを描いたものは規制の対象たりえる^(注11)か)、もう1つは、憲法上保障される表現の自由との抵触(猥褻性等の有無を問わず児童ポルノを禁止することができるか)である。

しかしながら、児童ポルノの製作にあたり子どもが性的虐待の被害者となり、映像が半永久的に流布することによって、何度も被害を受けること、他の子どもに性的な行為を行わせるための餌として用いられることなど、その害悪があまりにも多すぎることから児童ポルノ規制自体への反対は少数派であると言える。

連邦では、1978年に1977年性的搾取に対する児童保護法が成立し、児童ポルノの製作及び頒布が禁止された。ここでは、規制される児童ポルノには、当初猥褻性の要件が課されていた^(注12)。

しかし、連邦最高裁判所の1982年ファーバー^(注13)事件判決により、児童ポルノについては「児童ポルノが本質的に子どもの性的虐待に関連している」ことから、猥褻性の有無にかかわらず表現の自由を規定する合衆国憲法修正第1条の保護を受けないとされた。これにより、1984年に法律も改正され、猥褻性の要件は削除された。また、児童ポルノの製作に携わって得た利益や

財産の没収も規定され、1988年には、ポルノ製作者にモデルや出演者の年齢を記録するよう義務付けた^(注14)。

1996年児童ポルノ禁止法^(注15)においては成人であっても未成年者のように見える場合や、実在の人物と見分けがつかないような場合にも規制の対象とすることが定められた。

しかし、2002年連邦最高裁によって、アニメや漫画等、子どもが実在しない場合の児童ポルノを禁止することは、表現の自由を認めている憲法に違反するとの判決^(注16)が下された。そのため、2003年にPROTECT法^(注17)が制定され、猥褻性の要件を満たす場合に限り、実在しない子どもを用いた児童ポルノを規制対象にする修正を行った。

PROTECT法ではその他、児童ポルノ規制に関し、合衆国での頒布を目的として海外で製作する場合も訴追対象とされ、販売や頒布を目的とせず、単に所持することも禁止された。量刑も強化され、公訴時効期間延長等も定められた。

II 児童ポルノ、子どもに対する性犯罪に関する公聴会

「子どもに対する犯罪調査センター(Crimes against Children Research Center (CCRC))^(注18)」は、2002年から2003年にかけて調査を実施し、その結果、2歳から17歳までの8%強が性的な虐待を受けており、14%弱は大人から何らかの虐待を受けた経験を有することが判明した。

このような状態に危機感を抱き、連邦議会は、2007年10月17日、下院司法委員会で公聴会「性犯罪とインターネット」^(注19)を開催した。公聴会では、性犯罪者の犯行の対象の約半数が12歳未満の子どもであるというデータを根拠として、子どもが巻き込まれている性犯罪の件数が増加していることを問題視する発言が多くなされた。

公聴会では、関連する各種法案を提出・支持する下院議員や、連邦捜査局(FBI)のサイバー

犯罪担当の責任者、所管の司法省副司法次官補やワイオミング州の子どもに対するインターネット犯罪タスクフォース (ICACタスクフォース)^(注20)の捜査官、全米行方不明及び被搾取児童センター^(注21)理事長、Yahoo!、AOL等の代表者、児童搾取被害にあった女兒等が証言を行った。

本章では公聴会で証言、提言されたものうち、成立した法律に盛り込まれなかったものについて紹介する。成立した3法律の内容については、次章で紹介する。

1 性犯罪再犯防止のための、性犯罪者監視を強化する規定について

全米性犯罪者登録簿の登録要件の強化、登録・更新違反の罰則強化や性犯罪者のインターネット利用の直接監視の可否について議論されたが、これらに関しては、意見が分かれた。

司法省やYahoo!等のプロバイダーは、これらの規制強化を強く求めた。

一方、「犯罪者更生プログラム」のようなNPO団体は、そもそも、性犯罪者登録の要件強化や彼らのインターネットへのアクセス自体まで規制することの有効性を疑問視し、規制強化に反対した。その根拠として、性犯罪者のインターネット上の完全な追跡がそもそも困難であることを挙げている。また、近年問題視されているソーシャルネットワークサービスサイト (SNSサイト) 等で未成年者を誘い出し、誘拐や性的虐待、殺人などを企てる犯罪者の中で、全米性犯罪者登録簿の対象となっている者はごくわずかであるという調査結果も挙げている。さらに、インターネットへのアクセスが必須の現代で、性犯罪者をインターネットから締め出してしまうと、職探しや連絡手段としての電子メールまでも奪われ、社会的に疎外されてしまうこと、性犯罪再犯防止には、治療が一番の実績を上げることが証言された。

要件強化の一環として提案されていた、全米

性犯罪者登録簿の登録内容に、性犯罪者のオンライン上のユーザー名、メールアドレス、ハンドルネーム等、同一性を確認し本人であると特定できるような「識別子」を含めるようにすることについても、NPO団体は有効性に欠ける規制だと証言した。あるメールアドレスが一定期間利用されない場合、別の人間により再利用されることがあるため、性犯罪者が取得したメールアドレスが不法行為に利用されていたとしても、前利用者による行為であるという可能性が否定できないからである。

規制強化反対派は、代替策として、未成年者のインターネット上での被害を食い止めるためには、SNSサイトの運営そのものを規制する法案が有効であると主張した。例えば、成人向けのコミュニティ等への未成年者のアクセスを明確に禁止する方策を講じること、未成年者の自サイト上の動きを保護者に逐次通知すること、未成年者のアカウント開設時に親の同意を必須とすることや、未成年者がチャットをする場合は、相手を未成年者に限定することをSNS会社に対し新たに負わせること等である。

しかし、性犯罪者の登録、一般への周知の促進という方法で、子どもに対する性犯罪を規制、防止しようとしてきたこれまでの政策の流れに逆らうような、性犯罪者への規制強化に反対する意見は、少数派であった。

規制強化を提案する司法省は、アダム・ウォルシュ^(注22)児童保護安全法により制定された、合衆国法典第18編第2250条を改正し、性犯罪者が全米性犯罪者登録簿への登録や更新を怠った場合に重罪とするよう主張した。しかし、結果的には、この提案は法改正には取り入れられなかった。現行法では、未登録、未更新については罰金刑か、10年以下の拘禁刑又はその併科と規定されており、これが継続する。

また、司法省は議会に対し同条の条文を改正するよう提案した。現行の裁判所の解釈では、

第2250条制定後に全米性犯罪者登録簿の登録更新を要する何らかの「移動」が起きた場合のみ、同条の登録義務が適用される。司法省はこれを問題とし、制定前の移動についても登録を義務付けるように法改正すべきとした。具体的には、現行条文上「移動する」となっている文言を「移動した」と改正するよう提言した^(注23)。そうすることにより未登録や未更新自体が犯罪となり、未登録等が起きた時点から、性犯罪者は第2250条に違反し続けることになる。そのため、この改正は、合衆国憲法第1編第9節第4項等で規定される「事後法の禁止」には当たらないというのが、その理由であった。司法省を始め、プロバイダー会社等からは、性犯罪者の電子メールアドレスやハンドルネーム、ユーザー名等のネット上の識別子の一般公衆への公開も要請された。だが、これらは法制化にはいたらなかった。

その他、司法省の提案した性犯罪で有罪となった者への、被害者のカウンセリング料等まで含めた包括的補償の義務付けや、性犯罪登録者のネット利用状況の監視、盗聴についても同様に法律には盛り込まれなかった。

2 児童ポルノに関する規制強化

公聴会においては、児童ポルノの所持と実際に子どもへの性犯罪を行うことの間に関係がありうるのかについても、意見が述べられた。

例えば、児童ポルノをインターネット上でダウンロードした犯罪者の85%が子どもへの性的虐待を行っているという数値を根拠として、インターネット上の児童ポルノの害悪について憂慮する証言が出された。そこで、児童ポルノの所持に関し、インターネット上の児童ポルノへのアクセスまでも処罰の対象にするべきとの提案がなされた。この点に関して異論を唱える証言者はあまり見られなかった。

これに加え司法省は、子どもの性的搾取と

して違法とされる連邦刑法上の「性的に露骨な行為」の定義に、児童ポルノを製作するための渡航やそれをあつせんして利益を上げる行為をも含め、また、児童買春旅行に関する犯罪における「不法な性行為」^(注24)の定義を拡張して、児童ポルノを製作するための旅行及びそのあつせん^(注24)で利益を得ることも含むべきという主張も行った。しかし、これらについては、法制化されなかった。

現行法では、合衆国法典第18編第2260条^(注25)の規定により、アメリカに輸入することを目的とした児童ポルノの製作に関連する未成年の使用等が処罰の対象とされている。

3 有効な捜査のための捜査権限の拡大、全米行方不明及び被搾取児童センターの権限拡大

FBIの職員や関係プログラムのスタッフによる性犯罪に巻き込まれた未成年者に対する捜査や救出の実態、ネットで巧妙におびき寄せられて誘拐され、性的虐待を受けた子ども本人の体験等が証言された。特に、ICACタスクフォースによる数々の捜査、救出、訴追への取組みの有効性が証言され、ICACタスクフォースや関連の機関への予算、要員の増強が提案された。これについては、次章で解説を行う。

プロバイダーやSNS会社側の証言としては、これまでに法律で規定されていた児童ポルノ発見時の全米行方不明及び被搾取児童センターへの通報義務について、改善を求める数々の要求が出された。その多くは法律として成立したが、州の法執行機関が性的搾取捜査においてオンラインでの盗聴を可能とするように合衆国法典第18章第2516条第(2)項(州で訴追される場合の無線通信、口頭の会話、電子通信傍受の権限)を改正する提案は、取り入れられなかった。

4 量刑強化、刑の増設

司法省は、プロバイダーが児童ポルノの存在

を知りつつ故意に報告しなかった場合、現行の刑事罰、罰金を科す制度について、実効性が乏しいと主張し、民事罰に変更する法改正を提案した。しかし、これに関しては合衆国法典第18編第2258A条(電子通信サービスプロバイダー及びリモートコンピューティングサービスプロバイダーの報告要件)において、プロバイダーによる報告義務とその要件が明確に規定し直され、違反者は引き続き刑事的に罰されることとなった。

III 第110議会(2007-2008年)成立した3法律

1 2008年効果的児童ポルノ訴追・対策強化法

この法律は、未成年の性犯罪被害に着目し、効果的にこれを防止することを目的としている。

法案提出の直接的な契機となったのは、連邦刑法の児童ポルノ所持罪^(注26)で訴追された男性が2007年9月に控訴審で逆転無罪となったことである。被告人は複数のポルノサイトと契約し、^(注27)児童ポルノ画像を閲覧していた。しかし、被告人のパソコンにはキャッシュファイル等に画像の痕跡が認められただけで、画像をダウンロードしたと明言できる証拠はみとめられなかった。また、有料サイトは料金徴収を代行会社に行わせており、これらは被告人在住の州外にあった。実際のサイト運営会社やそのサーバー、被告人の用いていたプロバイダーのサーバーの所在箇所は捜査によって突き止めることができなかった。児童ポルノ画像が保存されたCD-ROMも被告人宅から押収されたが、被告人がこれらをインターネット上で入手したと回答したにもかかわらず、ダウンロード先を確定できず、取引、売買の証拠も見つからなかった。

原審は、連邦刑法の「コンピューターによるものを含むいかなる方法によるものであれ、州

際取引において移送された児童ポルノを、知りつつ受領及び所有する」という合衆国法典第18編第2252条第(a)項第(2)号及び同第(4)号(B)に該当するとして、被告人を有罪とした。しかし、被告人は、本件が州際で児童ポルノの取引がされたとするには証拠不十分であるとして控訴した。控訴審では、インターネットで画像を閲覧し、又は入手したということだけでは、画像が州を越えて送信されたとは必ずしも言えないため、第18編第2252条に該当しないとして被告人は無罪となった。この判決により、インターネットを介している場合、連邦の児童ポルノ犯罪が結果的に連邦刑法の網から逃れてしまうといった法の抜け穴の存在が指摘されることとなった。そこで連邦議会では、主に次の2点について改正が行われた。

1点目は、「州際若しくは国際通商で、又は通商に影響を与えて」、「州際通商設備において」という文言を合衆国法典第18編第2251条以下の関連条文にすべて盛り込むという改正である。この文言を挿入することにより、連邦法の適用範囲という問題に関連する合衆国憲法第1編第8節第3項の「州際通商条項」に違反しない範囲で、行政府側による児童ポルノ犯罪の立証にかかる責任を軽減できることになると、上述の控訴審の判決において法整備に関する示唆が与えられたためである。

2点目は、インターネット上の児童ポルノへのアクセスそのものを処罰する改正である。これまで連邦刑法では、児童ポルノの「所持」のみが明示的に禁止されていた。これはインターネットを経由して、ポルノ画像のやり取りや閲覧が頻繁に行われることが想定される前に制定された条文であったためである。そこで、効果的児童ポルノ訴追・対策強化法では、画像を実際にダウンロードしなくても、「閲覧することを意図してアクセスする」ことも犯罪とした。前章で述べた公聴会において、司法省もこの改正

を支持していた。

これらの他、合衆国法典第18編第1956条の改正を行った。「違法行為」による収益にかかる金融取引、つまりマネーロンダリングとして処罰の対象となる場合の「違法行為」の種類に、児童ポルノに関する犯罪(合衆国法典第18編第2252A条)と合衆国に輸入するために児童ポルノを作成する犯罪(合衆国法典第18編第2260条)を追加する内容である。

2 KIDS法

(注28)
2006年アダム・ウォルシュ児童保護安全法で規定された性犯罪者の登録と告知について改正する内容である。性犯罪者のオンライン上のユーザー名、メールアドレス、ハンドルネーム等、同一性を確認し本人であると特定できるような「識別子」についても、全米性犯罪者登録簿の登録対象とした。これらの識別子に変更があった場合、更新も義務づけられる。議会での審議の過程では、前章でも述べたとおり、このように新たな登録義務を課すことへの反対もあがった。しかし、識別子はSNS会社等だけが参照できるものであり、性犯罪者の人権は十分配慮されているという理由で反対は退けられた。未成年者保護の法益はこれにより制約される性犯罪者の権利に勝るという判断である。

SNS会社が登録簿を閲覧・検索し、自身のサイトへの、性犯罪者によるアクセス状況をチェックし、そのアクセスを防止することも認めた。また、性犯罪者の保護観察の状況に応じ、裁判所は、性犯罪者に対してインターネットフィルタリング・監視システムの設置に協力するよう命じることを、法律で明示的に定めた。

先にも述べたとおり、司法省は前章で紹介した公聴会で、規制強化を強く打ち出す提案を行っていた。児童ポルノ所持については、近年、連邦量刑ガイドライン(Federal Sentencing Guidelines)^(注29)からの下方離脱(被告人に対して、

連邦量刑ガイドラインが定める限度を下回る量刑を科すこと)が、大幅に増加していることを憂慮し、2007年5月に提出された司法省の意向を反映させた法案^(注30)の中には、児童ポルノ所持の場合の法定刑を2年の拘禁刑を下限とすると定める条文があった。KIDS法ではこれに関し、児童ポルノの所持については下限を5年と改正し、アクセスのみも処罰の対象とする改正がなされた。アクセスに関しては、刑の下限は定められず、拘禁刑の上限は10年とされた。

また、性犯罪者を監視する試験的プログラムにおいて、性犯罪者が装着するGPS装置の満たすべき仕様を変更し、「単一ユニットに携帯電話技術を組み込み、二者間及び三者間の音声通信ができるもの」という条件を削除した。

3 2008年子ども保護法

インターネットを介した性犯罪、誘拐等の児童搾取の危険から子どもを保護するために、連邦、州、地方の捜査機関の拡充や新たな役職、戦略等を策定することを規定した。

ほとんどの場合、児童ポルノ等の訴追は地方の法執行機関が行っている。しかし、以前から予算不足が指摘されていた。

この法律では、州や地方に更なる財政基盤や権限を与える規定を置いた。特に今後5年にわたり、州や地方の電子的犯罪科学捜査研究施設には能力増強のため年6000万ドルを、同施設の未処理案件対応のため年200万ドルを、それぞれ付与した。

前章に述べた公聴会でも、FBIの児童性犯罪捜査官が削減され、本来ならば解決できる事件が放置されているという証言がなされたため、FBIの増員についても規定された。

省庁横断的で計画的な一貫した行政取組みを推進するため、司法長官に「児童搾取防止及び禁止のための国家戦略」を策定・実施させることとし、司法省に新たに児童搾取対策局を設置

した。また、司法省内に連邦機関を横断した児童搾取訴追の取組みを計画し、調整する責任を負わせる特別審議会を設置した。

全米行方不明及び被搾取児童センターは、児童ポルノに関してプロバイダーなどから通報を受けた場合、法執行機関の捜査、訴追のために有効な証拠となるものを特定し、保存する必要がある。そのため、全米行方不明及び被搾取児童センターに早期の段階で証拠を保全する権限を与えることが定められた。

また、プロバイダーに課した児童ポルノ規制法違反の報告義務を強化し、これまで不明確であった報告すべき画像の具体的な条件や方法を、明示的に規定した。プロバイダーが、報告すべき画像を知りつつ積極的に報告しなかった場合、1画像につき1日15万ドル、それ以上は1日30万ドルを上限として罰金を科すこととした。あわせて、全米行方不明及び被搾取児童センターの「サイバーティップライン(子どもの性的搾取に関する事件を通報するためのシステム)」を児童ポルノ画像の通報にも利用することを明確に規定した。

これは、前章で述べた公聴会において、プロバイダー側の証人が、官民の関係機関が子どもに対する性犯罪に対する協力を円滑に実行し、犯罪の立証のために必要な証拠保全を有効に行うため、通報に関連する事項、例えば違法かどうか問題となっている画像等を送受信する場合の明確な免責規定の創設を望んだことを受けている。

また、子どもの写真を児童ポルノの製作のために交換することや、コンピューター等を使い、身元の特定できるような未成年者の画像に対し、児童ポルノに用いるため、改編や修正を加えることを犯罪とする規定を置いた。

注

*インターネット情報はすべて2009年5月31日現在である。

- (1) Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994, P.L.103-322, 108 Stat.1796.
- (2) *ibid.* Title XVII Subtitle A.
- (3) An Act to amend the Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994 to require the release of relevant information to protect the public from sexually violent offences, P.L. 104-145, 110 Stat.1345. 通称、「メーガン法」。性犯罪者の登録や地域住民への情報公開の義務を果たさない州には連邦補助金を削減するという改正であった。
- (4) ウェッターリング法の詳細は、向井紀子・大月晶代「性犯罪者情報の管理・公開(諸外国の制度)」『レファレンス』665号, 2005.8, pp. 46-66.
- (5) An Act to Prevent Child Abduction and the Sexual exploitation of Children, and for other purposes, P.L. 108-21, 117 Stat.650. この法律に関しては、中川かおり「児童を誘拐及び性的搾取から保護するための法律」『外国の立法』217号, 2003.8, pp.134-140.を参照。
- (6) Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006, P.L. 109-248, 120 Stat. 587.
- (7) 全米性犯罪者登録簿の詳細については、藤本哲也「第2部 第4章 アダム・ウォルシュ児童保護安全法」『犯罪学の森』中央大学出版部, 2007, pp. 80-85.
- (8) The Dru Sjodin National Sex Offender Public Website (NSOPW),
司法省ウェブサイト
<<http://www.nsopw.gov/Core/Conditions.aspx?AspxAutoDetectCookieSupport=1>>
- (9) Public Registry Sites, NSOPW ウェブサイト
<<http://www.nsopw.gov/Core/PublicRegistrySites.aspx>>. 各州の公益ウェブサイト一覧が存在する。
- (10) 児童ポルノ規制に関する包括的な解説及び連邦法の邦訳としては、山田敏之「先進諸国における児童ポルノ規制」『外国の立法』34(5・6), 1996.11, pp.

- 139-159, 同「先進各国における児童ポルノの取締に関する規定」 pp. 160-190.がある。
- (11) 児童ポルノ規制対象としての描写される子どもの実在性については、間柴泰治「諸外国における実在しない児童を描写した漫画等のポルノに対する法規制の例」『レファレンス』694号, 2008.11, pp. 47-60.
- (12) 合衆国憲法修正第1条で定められる表現の自由は、通常のポルノ等に対しても適用が除外されることはないが、連邦最高裁の1973年ミラー事件判決(413 U. S. 24(1973))により、猥褻性を判断するミラー・テストという3要件からなる基準が定められた。この基準に該当する場合、表現の自由が保護されない可能性が生じる。ヘンリー・コーエン「猥褻」、「児童ポルノ」、および「下品な表現」をめぐる議論：最近の展開と懸案事項、2008.5.20」『CRS Report for Congress』
 <<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-crsreport-childpornography.pdf>>
- (13) New York v. Ferber, 458 U.S. 747, 764(1982).
- (14) 18 USC 2257.
- (15) 18 USC 2256(8).
- (16) Ashcroft v. Free Speech Coalition, 535 U.S. 234; 122 S. Ct. 1389; 152 L. Ed. 2d 403(2002).
- (17) 中川 前掲注(5)
- (18) CCRC ウェブサイト<<http://www.unh.edu/ccrc/statistics/index.html>>
- (19) Hearing before the Committee on the Judiciary House of Representatives, “Sex Crimes and the Internet”, 110-1, Oct. 17, 2007.
- (20) 1998年に司法省が立ち上げたプログラムでインターネットでの子どもに対する性犯罪を防止し、州、司法の法執行機関の捜査能力強化を目的とする。司法省青少年に関する司法および非行防止局(OJJDP)ウェブサイト
 <<http://ojjdp.ncjrs.org/programs/ProgSummary.asp?pi=3>>; 渡辺弘美「児童インターネット犯罪に対する官民連携による取組み」『ニューヨークだより』2006.11, p.8. <[153.132/search?q=cache:DfiEpC6k9OIJ:www.ipa.go.jp/about/NYreport/200611.pdf+ICAC+office+of+juvenile&cd=3&hl=ja&ct=clnk&gl=jp&lr=lang_ja&client=firefox-a](http://74.125.153.132/search?q=cache:DfiEpC6k9OIJ:www.ipa.go.jp/about/NYreport/200611.pdf+ICAC+office+of+juvenile&cd=3&hl=ja&ct=clnk&gl=jp&lr=lang_ja&client=firefox-a)>
- (21) 全米行方不明及び搾取児童センター(National Center for Missing & Exploited Children : NCMEC) は、1981年に発足した非営利団体を母体とした機関。連邦法に基づき法執行機関と連携して児童失踪事件の連絡役となるよう定められる。連邦より補助金を支給されている。
- (22) *op. cit.* (6)
- (23) 42 USC 16913(d)では、制定前の犯罪者についても、事情により登録を義務付けることができる場合を、別途定めている。
- (24) 18 USC 2423(f).
- (25) 第18編第2260条は、第110議会で改正され、海外において未成年を利用して製作したポルノ画像や映像について、その送信を目的とした行為をも明確に処罰対象とした。
- (26) 連邦法で規制されているのは、児童ポルノが州際又は国際的に取引される場合である。
- (27) U.S. v. Schaefer, 501 F.3d 1197(2007).
- (28) *op. cit.* (6)
- (29) 1984年包括的犯罪規制法に基づいて、連邦裁判所の量刑裁量の適正化、基準の明確化、公平化のため定められたガイドライン。詳細は、篠塚一彦「合衆国連邦量刑ガイドライン」『上智法学論集』31巻3号,1988.3, pp.131-172.
 <http://law-web.cc.sophia.ac.jp/sophia_law_review_files/contents/3103/3103shinozuka.pdf>
- (30) Violent Crime and Anti-Terrorism Act of 2007, 司法省ウェブサイト
 <<http://www.usdoj.gov/olp/pdf/violent-crime-anti-terrorism-act-of-2007.pdf>>

(いび みえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 18 編犯罪及び刑事訴訟手続
第 1 部犯罪
第 71 章猥褻性 [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 18. CRIME AND CRIMINAL PROCEDURE
PART I. CRIMES
CHAPTER 71. OBSCENITY

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401において改正がないが、参考のため訳出した。

*第 1466A 条 児童の性的虐待の猥褻な視覚的
^(注2)
表現

(a) 総則

第(d)項に記述する状況において、いかなる者も、知りつつ、頒布する意図でスケッチ、漫画、彫刻若しくは絵画を含むあらゆる種類の視覚的描写を製作、頒布、受領若しくは所持する者又はこれを企て若しくはこれを共謀する者は、次の各号のいずれかの場合には、先行する有罪判決をとまなう事件に適用される刑を含み第 2252A 条第(b)項第(1)号[18 USC 2252A(b)(1)] (児童ポルノを構成する又は含む素材に関連する特定の活動)に規定する刑に服する。

(1) (A)及び(B)のいずれにも該当する場合

(A) 性的に露骨な行為に従事している未成年者を描写している。

(B) 猥褻である。

(2) (A)及び(B)のいずれにも該当する場合

(A) 同性間であるか異性間であるかを問わず、未成年者があからさまな猥褻、サディスティック若しくはマゾヒスティックな虐待又は生殖器と生殖器、口腔と生殖器、肛門と生殖器若しくは口腔と肛門を含む性交渉に従事している未成年者のものであるかそのように見える画像を描写している。

(B) 真摯な文学的、芸術的、政治的又は科

学的な価値を欠いている。

^(注3)
(b) 追加規定

第(d)項に記述する状況において、いかなる者も、知りつつ、スケッチ、漫画、彫刻若しくは絵画を含むあらゆる種類の視覚的描写を所持する者又はこれを企て若しくはこれを共謀する者は、次の各号のいずれかの場合には、先行する有罪判決を含む事件に適用される刑を含み、第 2252A 条第(b)項第(2)号[18 USC 2252A(b)(2)] (児童ポルノを構成し又は含む素材に関連する特定の活動)に規定する刑に服する。

(1) (A)及び(B)のいずれにも該当する場合

(A) 性的に露骨な行為に従事している未成年者を描写している。

(B) 猥褻である。

(2) (A)及び(B)のいずれにも該当する場合

(A) 同性間であるか、異性間であるかを問わず、未成年者があからさまな猥褻、サディスティック若しくはマゾヒスティックな虐待又は生殖器と生殖器、口腔と生殖器、肛門と生殖器若しくは口腔と肛門を含む性交渉に従事しているものであるかそのように見える画像を描写している。

(B) 真摯な文学的、芸術的、政治的又は科学的な価値を欠いている。

(c) 犯罪の構成要件

表現された未成年者の実在は、この条に基づく犯罪の構成要件とならない。

(d) 状況

第(a)項及び第(b)項において言及される状況は、次の各号のいずれかの場合である。

(1) 犯罪に関係するか、若しくは犯罪を助長するために行われる連絡が、郵便により若しくは州際若しくは国際通商において、コンピューターによるものを含むあらゆる手段により、伝達され、若しくは輸送されるか、又は、その他州際若しくは国際通商のいかなる手段若しくは方法が、罪を犯すため若しくは犯罪への関与を助長するために用いられる場合

(2) 犯罪に関係するか、若しくは犯罪を助長するために行われる連絡が、郵便により又は州際若しくは国際通商において、コンピューターによるものを含むあらゆる手段により、視覚的描写の送信又は輸送を意図する場合

(3) 当該犯罪への関与の途中で又は関与を助長するため、人が州際若しくは国際通商において旅行し、又は輸送される場合

(4) 犯罪に関係する視覚的描写が、郵送されており、若しくは州際若しくは国際通商において、コンピューターによるものを含むあらゆる手段によって運送され、若しくは輸送されており、又は郵送されており、若しくは州際若しくは国際通商において、コンピューターによるものを含むあらゆる手段によって運送され、若しくは輸送されている素材を用いて製作された場合

(5) 犯罪が、合衆国の特別領海及び領土管轄又は合衆国の属州又は属領において行われた場合

(e) 積極的抗弁

被告人は次の場合において、前第(b)項違反の罪に対する積極的抗弁とすることができる。

(1) そのような視覚的描写を2点以下しか所持していなかった場合

(2) 迅速かつ誠実に、所持をせず、又は法執行機関以外のいかなる者に対してもそのような視覚的描写にアクセスすることを認めず、次のいずれかの行為を行った場合

(A) そのような視覚的描写の各々を破壊するための適切な手段を講じること

(B) 法執行機関に対しその事について通報し、当該機関がそのような視覚的描写の各々に、アクセスできるようにすること

(f) 定義

この条においては、次の通り定義する。

(1) 「視覚的描写」とは、未現像フィルム及びビデオテープ、コンピューターディスクに格納されたデータ又は電子的手段により視覚的画像に変換可能なデータをいい、電子的、機械的又はその他の方法により作成され、若しくは製作されたかどうかにかかわらず、写真、フィルム、ビデオ、絵画、デジタル画像若しくはデジタル絵画、コンピューター画像若しくはコンピューター絵画又はコンピューター合成した画像若しくは絵画をも含む。

(2) 「性的に露骨な行為」とは、第2256条第(2)項第(A)号又は同条同項第(B)号において規定される意味をいう。

(3) 性的に露骨な行為の描写に関して用いられる場合の「写真的」という用語は、性的に露骨な行為が描写されているいずれかの時間帯においても、閲覧者が描写されている人物又は動物の生殖器又は陰部のいずれかの部分を観察しうることをいう。

注

(1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉

(2) 児童の存在を問わず、猥褻性が認められればこの条文の対象となる。存在しない児童を描写したポルノに関しては、間柴泰治「諸外国における存在しない児童を描写した漫画等のポルノに対する法規制の

例」『レファレンス』694号, 2008.11, pp.47-60.

(3) 猥褻物としての児童ポルノの単純所持を罰する規定。

(いびみえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 18 編犯罪及び刑事訴訟手続
第 1 部犯罪
第 95 章恐喝 [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE
PART I. CRIMES
CHAPTER 95. RACKETEERING

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401において改正がないが、参考のため訳出した。

第 1956 条 マネーロンダリングの手段
(c)(5)(D) (略)^(注2)

(2) ある種の違法行為に関係し、それらを隠蔽した金融取引(マネーロンダリング)であるとして処罰される場合の「違法行為」に、児童ポルノに関する犯罪(18 USC 2252A)と合衆国に輸入するために児童ポルノを作成する犯罪(18 USC 2260)を追加した。

注

(1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉

(いび みえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 18 編犯罪及び刑事訴訟手続
第 1 部犯罪
第 109B 章性犯罪者及び子どもに対する犯罪登録 [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 18. CRIME AND CRIMINAL PROCEDURE
PART I. CRIMES
CHAPTER 109B. SEX OFFENDER AND CRIMES AGAINST CHILDREN REGISTRY

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401で改正対象ではないが、参考のため訳出した。

*第 2250 条 登録の不履行
(略)^(注2)

(2) 性犯罪者登録及び通知法に基づき全米性犯罪者登録簿への登録、移転による更新を行わなかった者に対する処罰規定。第18編に基づく罰金、10年以下の拘禁刑又はそれらの併科。

注

(1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉

(いび みえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 18 編犯罪及び刑事訴訟手続
第 1 部犯罪
第 110 章子どもの性的搾取及びその他の虐待 [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 18. CRIME AND CRIMINAL PROCEDURE

PART I. CRIMES

CHAPTER 110. SEXUAL EXPLOITATION AND OTHER ABUSE OF CHILDREN

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401で改正対象ではないが、参考のため訳出した。

第 2251 条 子どもの性的搾取

(a) 未成年者を雇用し、使用し、説得し、誘導し、誘惑し若しくは強制して性的に露骨な行為に関与させる者、他の者が関与することを未成年者に補助させる者又は性的に露骨な行為の視覚的描写を製作する目的若しくは性的に露骨な行為のライブ映像を送信する目的で、未成年者がそのような性的に露骨な行為を行うことを意図し、未成年者を州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して、若しくは合衆国の準州若しくは属領において輸送する者は、当該視覚的描写が州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくは州際若しくは国際通商の場へ若しくはこれに関連して、輸送され、若しくは送信されるか、若しくは郵送されることをその者が知り又は知るべき理由がある場合、当該視覚的描写が、コンピューターを含むあらゆる手段によって州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して郵送され、運送され若しくは輸送された材料を使って製作され、若しくは送信された場合、又は当該視覚的描写が、実際に州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて若しくは州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して輸送され、若しくは送信された場合か、郵送された場合は、第(e)項に規定するところにより処罰される。

(b) 親、法定後見人又は未成年者の監護若しくは監督をする者で、性的に露骨な行為の視覚的描写を製作する目的又はライブ映像を送信する目的で当該未成年者がそのような行為に関与し、若しくは他の者が関与することを補助することを知りつつ許可する者は、当該の親、法定後見人又は未成年者の監護若しくは監督をする者が、当該視覚的描写が、州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくは州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して輸送され、若しくは送信され、又は郵送される予定であることを知り又は知るべき理由がある場合、当該視覚的描写が、コンピューターを含むあらゆる手段により州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して郵送され、運送され、若しくは輸送された材料を使って製作され、若しくは送信された場合、又は当該視覚的描写が実際に州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくは州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して輸送され、若しくは送信され、若しくは郵送された場合は、第(e)項に規定するところにより処罰される。

(c)

(1) 次号に定める状況がある場合に、合衆国、その準州又は属領の外において、性的に露骨な行為の視覚的描写を製作する目的で未

成年者を雇用し、使用し、説得し、誘導し、誘惑し若しくは強制して、そのような行為に未成年者を関与させ、又は他の者が関与することを未成年者に補助させる者は、第(e)項に規定するところにより処罰される。

(2) 前号において参照される状況とは、次の各目のいずれかをいう。

(A) 当該の者が、州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備によるものを含むあらゆる手段又は郵便により、合衆国、その準州又は属領へ、そのような視覚的描写が輸送されるよう意図する場合

(B) 当該の者が、州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備によるものを含むあらゆる手段又は郵便により、合衆国、その準州又は属領へ、そのような視覚的描写を輸送する場合

(d)

(1) 次号に定める状況がある場合において、次の各目に該当する事項を募り又は提供する告知又は広告を、知りつつ作成し、印刷し、若しくは出版し、又は作成させ、印刷させ、若しくは出版させる者は、次項に定めるところにより処罰される。

(A) そのような視覚的描写の製作が、性的に露骨な行為に関与する未成年者の利用を伴い、そしてそのような視覚的描写がそのような行為を描いたものである場合、視覚的描写を受領し、交換し、購入し、製作し、陳列し、頒布し、又は複製すること。

(B) そのような行為の視覚的描写を製作する目的で、未成年者による又は未成年者との性的に露骨な行為のうち何らかの行為に参加すること。

(2) 前号において参照される状況とは、次の各目のいずれかをいう。

(A) 当該の者が、そのような告知又は広告

が、州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくはコンピューターを含むあらゆる手段によって、州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して輸送され、又は郵送される予定であることを知り又は知るべき理由がある場合

(B) そのような告知又は広告が、州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくはコンピューターを含むあらゆる手段によって、州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して、輸送され、又は郵送される場合

(e) この条に違反し、又は違反を試み若しくは違反を共謀する個人は、この編に基づき罰金及び15年以上30年以下の拘禁刑に処する。ただし、そのような者が、この章の第1591条[18 USC 1591]、第71章、第109A章若しくは第117章以下 [18 USC 2251 et seq., 18 USC 1460 et seq., 2241 et seq., 2421 et seq.] 又は第10編第920条(統一軍事裁判法典第120条)に基づき、又は加重性的虐待、性的虐待、未成年者若しくは被保護者を巻き込む虐待的な性的接触若しくは子どもの性的人身売買に関する若しくは児童ポルノの製作、所持、受領、郵送、販売、頒布、運送若しくは輸送に関する州法に基づき、以前に1度有罪判決を受けている場合には、その者は、この編に基づき罰金及び25年以上50年以下の拘禁刑に処する。ただし、その者が、この章の第1591条[18 USC 1591]、第71章、第109A章若しくは第117章以下 [18 USC 2251 et seq., 18 USC 1460 et seq., 2241 et seq., 2421 et seq.] 又は第10編第920条(統一軍事裁判法典第120条)に基づき、又は加重性的虐待、性的虐待、未成年者若しくは被保護者を巻き込む虐待的な性的接触若しくは子どもの性的人身売買に関する若しくは児童ポルノの製作、所持、受領、郵送、

販売、頒布、運送若しくは輸送に関する州法に基づき、以前に2度以上有罪判決を受けている場合には、その者は、この編に基づき罰金及び35年以上、終身刑以下の拘禁刑に処する。この条に違反し、又は違反を試み若しくは違反を共謀する団体は、この編に基づき罰金刑に処する。何人も、この条による犯罪の過程で、人を死に至らしめる行為に関与したときは、死刑又は30年以上若しくは終身の拘禁刑に処する。

第2251A条 児童売買

(a) 親、法定後見人、未成年者を監護又は監督するその他の者で、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該未成年者を監護若しくは監督する地位を販売し、若しくはその他譲渡し、又は当該未成年者を監護する地位を販売し若しくはその他譲渡することを提案した者は、第(c)項に定める状況のいずれかが存在する場合には、30年以上又は終身の拘禁刑及びこの編の規定による罰金刑に処する。

(1) 販売又は譲渡の結果、未成年者が、性的に露骨な行為に従事するところ又は他の者がそのような行為に従事するよう補助するところが視覚的描写に表現されることになるとの認識があるとき。

(2) 次の各目のいずれかに該当する事項を助長する意図があるとき。

(A) 性的に露骨な行為の視覚的描写を製作する目的で、当該未成年者をそのような行為に従事させること。

(B) 性的に露骨な行為の視覚的描写を製作する目的で他の者がそのような行為に従事することを当該未成年者に補助させること。

* (b) 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合には、未成年者を監護若しくは監督する地位を購入し若しくはその他取得し、又は未成年

者の監護若しくは監督する地位を購入し、若しくはその他取得することを提案した場合には、次項に定める状況のいずれかが存在するときは、30年以上又は終身の拘禁刑及びこの編による罰金刑に処する。

(1) 販売又は譲渡の結果として、未成年者が性的に露骨な行為に従事し、若しくは他の者を従事させるよう補助するような視覚的描写に表現されることになるとの認識がある場合

(2) 次の各目のいずれかに該当する事項を助長する意図がある場合

(A) 性的に露骨な行為のあらゆる視覚的描写を製作する目的での、当該未成年者による当該行為への従事

(B) 性的に露骨な行為の視覚的描写を製作する目的で他の者が当該行為に従事することを未成年者に補助させること。

(c) 前2項にいう状況とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 両項が規定する行為の過程で、未成年者又は行為者が、州際若しくは国際通商において又はこれに関連して、旅行し、又は輸送された場合

(2) 両項が規定する申出が、州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、コンピューターによるものを含むあらゆる手段によって、州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して、又は郵便によって、交信され、又は輸送された場合

(3) 両項が規定する行為が、合衆国の準州又は属領で行われた場合

第2252条 未成年者の性的搾取にかかわる素材に関する一定の行為

(a) 次の各号のいずれかに該当する場合は、次項に規定する刑に処する。

- (1) 視覚的描写が、次の各号のいずれにも該当すると知りつつ、州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、コンピューターによるものを含むあらゆる手段によって州際若しくは国際通商において、若しくはこれに関連して、又は郵便によって、輸送し、又は運送する場合
- (A) 性的に露骨な行為の製作において、そのような行為に関与する未成年者の利用を含んでいる場合
- (B) そのような視覚的描写がそのような行為を内容とする場合
- (2) 視覚的描写が、次の各号のいずれにも該当すると知りつつ、州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくは郵送されて、若しくは州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して運送され、若しくは輸送された視覚的描写若しくは、郵送され、若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる方法により、運送され、若しくは輸送された素材を含む視覚的描写を受領し、若しくは頒布する場合か、又は、当該事実を知りつつ、視覚的描写を州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用い、若しくはコンピューター若しくは郵便によるものを含むあらゆる手段により、州際若しくは国際通商において、若しくはこれに関連して、頒布を目的として複製する場合
- (A) 性的に露骨な行為の製作において、そのような行為に関与する未成年者の利用を含んでいる場合
- (B) そのような視覚的描写がそのような行為を内容とする場合
- (3) 次の各目のいずれかに該当する場合
- (A) 合衆国の特別海域及び領域において、合衆国政府により所有され、借用され、その他使用され若しくは合衆国政府の管理下にある土地若しくは建造物において、又はこの編の第1151条[18 USC 1151]において定義される先住民族居住地において、あらゆる視覚的描写を含む1以上の書籍、雑誌、定期刊行物、フィルム、ビデオテープ又はその他の物を知りつつ所持し、又は閲覧する意図をもって知りつつこれにアクセスする場合
- (B) 郵送され、又は州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用い、若しくは
- 管理下にある土地若しくは建造物において、又はこの編の第1151条[18 USC 1151]において定義される先住民族居住地において、知りつつ視覚的描写を販売し、又は販売の意図をもって所持する場合
- (B) 州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、郵送され、運送され、若しくは輸送された視覚的描写、若しくは州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して運送され、若しくは輸送された視覚的描写、又は郵送され、若しくはコンピューターによるものを含む州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて運送され、若しくは輸送された素材を用いて製作された視覚的描写を、知りつつ販売し、又は販売の意図をもって所持する場合で、次のいずれにも該当する場合
- (i) そのような視覚的描写の製作が、未成年者を性的に露骨な行為への関与に使用することを伴っている場合
- (ii) そのような視覚的描写がそのような行為のものである場合
- (4) 次の各目いずれかに該当する場合
- (A) 合衆国の特別海域及び領域において、合衆国政府により所有され、借用され、その他使用され若しくは合衆国政府の管理下にある土地若しくは建造物において、又はこの編の第1151条[18 USC 1151]において定義される先住民族居住地において、あらゆる視覚的描写を含む1以上の書籍、雑誌、定期刊行物、フィルム、ビデオテープ又はその他の物を知りつつ所持し、又は閲覧する意図をもって知りつつこれにアクセスする場合
- (B) 郵送され、又は州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用い、若しくは

しくは州際若しくは国際通商において若しくはこれに関連して運送され、若しくは輸送された視覚的描写、又は郵送され、若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる手段により運送され、若しくは輸送された素材を用いて製作された視覚的描写を含む1以上の書籍、雑誌、定期行物、フィルム、ビデオテープ又はその他の物を、知りつつ所持し、又は閲覧する意図をもって知りつつこれにアクセスする場合で、次のいずれにも該当する場合

- (i) そのような視覚的描写の製作が、未成年者を性的に露骨な行為への関与に使用することを伴っている場合
- (ii) そのような視覚的描写がそのような行為のものである場合

* (b)

- (1) 前項第(1)号から第(3)号に違反し、又は違反を試み若しくは違反を共謀するいかなる者も、この編に基づき罰金及び5年以上20年以下の拘禁刑に処する。ただし、その者が、この章の第1591条[18 USC 1591]、第71章、第109A章若しくは第117章以下[18 USC 2251 et seq., 18 USC 1460 et seq., 2241 et seq., 2421 et seq.]、第10編第920条(統一軍事裁判法典第120条)又は加重性的虐待、性的虐待、未成年者若しくは被保護者を巻き込む虐待的な性的接触若しくは子どもの性的人身売買に関する若しくは児童ポルノの製作、所持、受領、郵送、販売、頒布、運送、若しくは輸送に関する州法に基づき、以前に1度有罪判決を受けている場合には、その者は、この編に基づき罰金及び15年以上40年以下の拘禁刑に処する。
- (2) 前項第(4)号に違反し、又は違反を試み若しくは違反を共謀するいかなる者も、この編に基づき罰金、10年以下の拘禁刑又

はそれらの併科に処する。ただし、その者が、この章の第1591条[18 USC 1591]、第71章、第109A章若しくは第117章以下[18 USC 2251 et seq., 18 USC 1460 et seq., 2241 et seq., 2421 et seq.]、第10編第920条(統一軍事裁判法典第120条)又は加重性的虐待、性的虐待、未成年者若しくは被保護者を巻き込む虐待的な性的接触若しくは子どもの性的人身売買に関する若しくは児童ポルノの製作、所有、受領、郵送、販売、頒布、運送、若しくは輸送に関する州法に基づき、以前に1度有罪判決を受けているときは、その者は、この編に基づき罰金及び10年以上20年以下の拘禁刑に処する。

(c) 積極的抗弁

被告人は次の場合において、第(a)項第(4)号違反の罪に対する積極的抗弁とすることができる。

- (1) 第(4)号で規定する視覚的描写を2点以下しか所持していなかった場合
- (2) 迅速かつ誠実に、所持を継続せず、又は法執行機関以外のいかなる者に対してもそのような視覚的描写にアクセスすることを認めず、次のいずれかの行為を行った場合
 - (A) そのような視覚的描写の各々を破壊するための適切な手段を講じること。
 - (B) 法執行機関に対しその事について通報し、そのような視覚的描写の各々に、法執行機関がアクセスできるようにすること。

第2252A条 児童ポルノを構成し又は含む素材に関連する特定の活動

- (a) 次の各号のいずれかに該当する場合、いかなる者も、次項に規定する刑に処する。
 - (1) 知りつつ、児童ポルノを郵送し、又は州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備、若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる手段により州際若しくは

- 国際通商において、輸送し、又は運送する場合
- (2) 次の各目のいずれかを知りつつ受領又は頒布する場合
- (A) 郵送されており、又は州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、コンピューターによるものを含むあらゆる手段により州際若しくは国際通商において運送され、若しくは輸送された児童ポルノ
- (B) 郵送され、又は州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる手段により州際若しくは国際通商において運送され、若しくは輸送された児童ポルノを含むあらゆる素材
- (3) 次の各目のいずれかを知りつつ行う場合
- (A) 郵便により、又は州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる手段により、州際若しくは国際通商において頒布のために児童ポルノを複製すること
- (B) 郵便により、又は州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる手段により、州際若しくは国際通商において当該素材又は素材と称されるものが、次のいずれかであるか、次のいずれかを含むという信念を反映する又は他者に信じさせるよう意図された方法で、当該素材又は素材と称されるものを、広告、奨励、公開、頒布又は勧誘すること
- (i) 性的に露骨な行為に未成年者が関与している猥褻な視覚的描写
- (ii) 性的に露骨な行為に実在の未成年者^(注2)が関与している視覚的描写
- (4) 次のいずれかに該当する場合
- (A) 合衆国の特別海域及び領域において合衆国政府により所有され、借用され、その他使用され、若しくは合衆国政府の管理下にある土地若しくは建造物において、又はこの編の第1151条[18 USC 1151]において定義される先住民族居住地において、知りつつ児童ポルノを販売し、又は販売の意図をもって所持する場合
- (B) 郵送され、若しくは州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる手段により州際若しくは国際通商において運送され、若しくは輸送された児童ポルノ又はコンピューターによるものを含むあらゆる手段により州際若しくは国際通商において郵送され、運送され、若しくは輸送された素材を用いて製作された児童ポルノを知りつつ販売し、又は販売の意図をもって所持する場合
- (5) 次のいずれかに該当する場合
- (A) 合衆国の特別海域及び領域において合衆国政府により所有され、借用され、若しくはその他使用され若しくは合衆国政府の管理下にある土地若しくは建造物において、又はこの編の第1151条[18 USC 1151]において定義される先住民族居住地において、児童ポルノの画像を含んでいる書籍、雑誌、定期刊行物、フィルム、ビデオテープ、コンピューターディスク又はその他の素材を知りつつ所持し、又は閲覧する意図をもって知りつつこれにアクセスする場合
- (B) 郵送され、若しくは州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、若しくはコンピューターによるもの

を含むあらゆる方法により州際若しくは国際通商において、運送され若しくは輸送されたか、又は郵送され、若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる手段により、州際又は国際通商において運送され、若しくは輸送された素材を用いて製作された、児童ポルノの映像を含んでいる書籍、雑誌、定期刊行物、フィルム、ビデオテープ、コンピューターディスク又はその他の素材を知りつつ所持し、又は閲覧する意図をもって知りつつこれにアクセスする場合

(6) 電子的、機械的又はその他の方法により作成され、又は製作されたかどうかにかかわらず、写真、フィルム、ビデオ、絵画又はコンピューターにより製作された画像若しくは絵画を含むあらゆる視覚的描写を、知りつつ未成年者に頒布し、提供し、送付し、又は供給する場合で、そのような視覚的描写が未成年者が性的に露骨な行為に関与しているものであるか又はそのように見えるものであり、かつ、次の各目のいずれかに該当する場合

(A) 州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて若しくはコンピューターによるものを含むあらゆる方法により、州際若しくは国際通商において郵送され、運送され、若しくは輸送された場合

(B) コンピューターによるものを含むあらゆる方法により、州際又は国際通商において、郵送され、運送され、又は輸送された素材を用いて製作された場合

(C) 郵便又は州際若しくは国際通商のあらゆる方法若しくは設備を用いて、当該頒布、提供、送付又は供与が達成される場合

(7) コンピューターによるものを含むあらゆる

手段により、州際若しくは国際通商において又はこれに関連して、翻案され、又は修正された身元が特定できる未成年者の描写である児童ポルノを、知りつつ頒布の意図をもって製作し、又は頒布する場合

(b)

* (1) 何人も、前項第(1)号から第(4)号又は第(6)項に違反し、又は違反を試み若しくは共謀したときは、この編の規定による罰金及び5年以上20年以下の拘禁刑に処する。ただしその者が、この章の第1591条[18 USC 1591]、第71章、第109A章若しくは第117章[18 USC 2251 et seq., 1460 et seq., 2241 et seq., or 2421 et seq.]、第10編第920条[統一軍事法典第120条]又は加重性的虐待、性的虐待若しくは未成年者若しくは被保護者を巻き込んだ虐待的な性的交渉若しくは児童ポルノの製作、所持、受領、郵送、販売、頒布、輸送若しくは運送、若しくは子どもの性的な人身売買に関する州法に基づき、以前に有罪の判決を受けているときはこの編の規定による罰金及び15年以上40年以下の拘禁刑に処する。

* (2) 何人も前項第(5)号に違反し、又は違反を試み若しくは共謀したものは、この編の規定による罰金若しくは10年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処する。ただし、その者がこの章、第71章、第109A章若しくは第117章[18 USC 2251 et seq., 1460 et seq., 2241 et seq., or 2421 et seq.]、第10編第920条[統一軍事法典第120条]、又は加重性的虐待、性的虐待若しくは未成年者若しくは被保護者を巻き込んだ虐待的な性的交渉、若しくは児童ポルノの製作、所持、受領、郵送、販売、頒布、輸送若しくは運送、若しくは子どもの性的な人身売買に関する州法に基づき、以前に有罪の判決を受けているときは、この編の規定による罰金及

び10年以上20年以下の拘禁刑に処する。

- (3) 何人も前項第(7)号に違反し、又は違反を試み若しくは共謀して違反したとき、この編の規定による罰金若しくは15年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処する。

(c)～(g) (略)

第2252B条～第2255条

(略)

第2256条 この章における用語の定義

この章[18 USC 2251et seq.]での用語は、次のとおり定義される。

- * (1) 「未成年者」とは18歳未満の者をいう。
- * (2)
 - (A) 次号において規定されるものを除き、「性的に露骨な行為」とは、実際の又はそれを模した次の各目のいずれかの行為をいう。
 - (i) 生殖器と生殖器、口と生殖器、肛門と生殖器又は口と肛門を含む、同性間又は異性間の性交渉
 - (ii) 猥褻
 - (iii) 自慰行為
 - (iv) サディスティック又はマゾヒスティックな虐待
 - (v) いかなる者であれ生殖器の又は陰部のみだらな露出
 - (B) この条の第(8)項第(B)号の「性的に露骨な行為」とは、次の各目のいずれかの行為をいう。
 - (i) 生殖器と生殖器、口と生殖器、肛門と生殖器若しくは口と肛門を含む、同性間若しくは異性間の写実的な性交渉又は生殖器、胸部若しくは陰部が露出されているみだらな模擬的性交渉
 - (ii) 写実的な又はみだらな刺激的である次のいずれかの行為
 - (I) 猥褻

(II) 自慰行為

(III) サディスティック又はマゾヒスティックな虐待

(iii) 写実的な又は模擬的な生殖器又は陰部のみだらな露出

* (3) 「製作」とは、製作、監督、製造、発行、出版又は宣伝をいう。

* (4) 「団体」とは、個人以外の者をいう。

(5) 「視覚的描写」とは、未現像のフィルム及びビデオテープ、コンピューターのディスク又は視覚的な画像に変換可能な電子的な方法により格納されているデータ、並びに永続的なフォーマットに格納されているかどうかにかかわらず、あらゆる手段により送信された視覚的描写へと変換可能なデータを含む。

* (6) 「コンピューター」とは、この編の第1030条[18 USC 1030]の用語に付与された意味を有する。

* (7) 「監護又は監督をする地位」には、合法的に得られたものであれ、非合法であれ未成年者に対する一時的な管理権又は責任を含む。

* (8) 「児童ポルノ」とは、写真、フィルム、ビデオ、絵画又は電子的、機械的若しくはその他の方法により作成され、若しくは製作されたかどうかにかかわらず、コンピューターの若しくはコンピューター処理された画像若しくは絵画を含む、次の各目のいずれかに該当する視覚的描写をいう。^(注3)

(A) そのような視覚的描写の製作が、性的に露骨な行為に従事している未成年者の利用を伴うもの

(B) そのような視覚的描写が、デジタル画像、コンピューター画像又はコンピューター処理された画像であって、性的に露骨な行為に従事している未成年者のものであるか、それと見分けがつかない形態であるもの^(注4)

- (C) そのような視覚的描写が、身元を特定しうる未成年者が性的に露骨な行為に従事しているように見えるように、創作され、翻案され又は修正されているもの
- (9) 「身元を特定しうる未成年者」とは、次の各号を満たす者をいう。
- (A) 次の各目のいずれも満たす者
- (i) 次のいずれかの者
- (I) 視覚的描写が作られ、翻案され又は修正された時点で未成年者であった者
- (II) 未成年者としてその者の画像が視覚的描写を作成、翻案若しくは修正するにあたり用いられている者
- (ii) その者の顔、見かけ又は固有の母斑のようなその他の特徴的な性質又はその他の際立っている特徴によって実在の人物と認識することができる者
- (B) 身元を特定しうる未成年者の実際の身元の証明が必要であると解釈されない者
- (10) 性的に露骨な行為の描写に関して用いられる場合の「写実的な」とは、閲覧者が、性的に露骨な行為が描写されているいずれかの時間帯において、いずれかの表現されている人物又は動物の生殖器又は陰部のいずれかの部分を観察することができることをいう。
- (11) 描写に関して「見分けがつかない」という語句が用いられる場合、当該描写は、その描写を閲覧する通常人が、性的に露骨な行為に従事している実在の未成年者の描写であると結論付けるようなものであるため、実質的には見分けがつかないことを指す。この定義は、未成年者又は成人を描写したスケッチ、漫画、彫刻又は^(注5)絵画の描写に対しては適用されない。

***第2257条 記録保持の要件**

(略)

***第2258条 児童虐待の報告の不履行**

連邦の土地又は連邦により管理される(若しくは契約されている)施設において1990年児童虐待の被害者法第226条第(b)項[42 USC 13031(b)]に記載される職業的な地位又は活動に従事する間に、子どもが同条第(c)項[42 USC 13031(c)]に規定される児童虐待事件に苦しめられていると疑うに足る根拠となる事実を知り、同条第(a)項[42 USC 13031(a)]により要求される時宜にかなった報告を行わない者は何人も、この編の規定に基づく罰金若しくは1年以下の拘禁刑又はそれらの併科に処する。

第2258A条 電子通信サービスプロバイダー及びリモートコンピューティングサービスプロバイダーの報告要件

(a) 報告の義務

(1) 総則

州際又は国際通商の設備又は方法を通じて公衆に対する電子通信サービス又はリモートコンピューティングサービスの提供に従事している間に、次号に記載される事実又は状況の実際の認識を得る者は、合理的に可能な限り早急に、次の各目のすべてを行うものとする。

(A) 全米行方不明及び被搾取児童センター^(注6)のサイバーティップライン又は当該センターにより運営されるサイバーティップラインの継承者に対し、当該電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーの郵送先住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び個別の連絡先を提供すること。

(B) サイバーティップライン又は当該センターにより運営されるサイバーティップ

ラインの継承者に対し、当該事実及び状況についての報告を行うこと。

(2) 事実又は状況

この号に記載される事実又は状況とは、次の各目のいずれかの条文に対する明白な侵害が存在することから発する事実又は状況とする。

(A) 児童ポルノを内容とする第2251条、第2251A条、第2252条、第2252A条、第2252B条又は第2260条[18 USC 2251, 2251A, 2252, 2252A, 2252B, or 2260]

(B) 第1466A条[18 USC 1466A]

(b) 報告書の内容

情報が電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーの監督又は管理下にある範囲内で、前項第(1)号に基づく各報告に含まれる事実及び状況には、次の各号に掲げる事項を含むことができる。

(1) 関係する個人についての情報

前項第(2)号に記載される連邦法に違反したと思われる個人の身元に関する情報で、合理的に実用的である範囲において、電子メールアドレス、IPアドレス、URL又は自己報告された身元を特定するような情報その他の身元を特定するような情報を含む情報

(2) 履歴記載

電子通信サービス若しくはリモートコンピューティングサービスの顧客又は購読者が、明らかに児童ポルノと思われるものをいつ及びどのようにアップロード、送信、若しくは受領したのかに関する情報又は、児童ポルノと思われるものが、日付及びファイルの属性としての作成・更新・アクセス日時並びにタイムゾーンを含めて、いつ及びどのように電子通信サービスプロバイダー若しくはリモートコンピューティング

サービスプロバイダーに対して報告され、若しくはこれらの者によって発見されたのかに関する情報

(3) 地理的所在情報

(A) 総則

関係する個人又はウェブサイトの地理的位置に関する情報で、IPアドレス若しくは確認された請求書送付先を含み、又は合理的に入手可能でない場合には、少なくともエリアコード又は郵便番号を含む1種類の地理的身元を特定するような情報

(B) 包含される情報

この号の(A)において記載される情報は、電子通信サービス又はリモートコンピューターサービスへ、それらの顧客又は購読者により提供される地理的情報をも含むことができる。

(4) 明らかに児童ポルノと思われる画像

報告書が問題とする出来事に関する、児童ポルノと思われるもののあらゆる画像

(5) 通信の全容

次の各目いずれをも含む明らかに児童ポルノと思われる画像を含んでいる通信の全容

(A) 当該通信の送信に関するあらゆるデータ又は情報

(B) 当該通信に含まれ、又は添付されるあらゆる画像、データ又はその他デジタルファイル

(c) 法執行機関への報告の回付

(1) 総則

全米行方不明及び被搾取児童センターは、次項第(2)号に基づき司法長官によって指定された適切な法執行機関に対し、第(a)項第(1)号に基づき行われた各報告を回付するものとする。

(2) 州及び地方の法執行機関

全米行方不明及び被搾取児童センターは、州刑法の執行の目的のため、州若しくは州の政治的下位組織の適切な法執行職員に対し、第(a)項第(1)号に基づき行われた報告を回付することができる。

(3) 外国の法執行

(A) 総則

全米行方不明及び被搾取児童センターは、第(a)項第(1)号に基づきなされた報告を、次項第(3)号に基づき司法長官により設定された条件に従い、同項に基づき司法長官によって指定された適切な外国の法執行機関に対し回付することができる。

(B) 指定された連邦機関への伝達

全米行方不明及び被搾取児童センターは、この号の(A)に基づき外国の法執行機関に対し報告を回付する場合、同時に、次のいずれかの者に対して、当該報告書1通及び外国の法執行機関の身元に関する情報を提供しなければならない。

(i) 司法長官

(ii) 次項第(2)号に基づき司法長官により指定された連邦の1又は複数の法執行機関

(d) 司法長官の責任

(1) 総則

司法長官は、この項の定めるところを執行するものとする。

(2) 連邦機関の指定

司法長官はすみやかに、前項第(1)号に基づき報告書が回付されるべき連邦の1又は複数の法執行機関を指定する。

(3) 外国の機関の指定

司法長官はすみやかに、次の各目のいずれをも行わなければならない。

(A) 国務長官と協議の上、前項第(3)号に基づき、報告を回付することができる外

国の法執行機関を指定すること。

(B) この場合の報告を当該機関に回付することができる場合の条件を策定すること。

(C) 前項第(3)号に基づき回付される報告書に関する証拠の入手において、外国の法執行機関が連邦の法執行機関からの支援を要求するための手続きを進展させること。

(4) 指定された外国の機関の報告

司法長官は、前号に基づき指定された外国の法執行機関のリストを維持し、国務省、全米行方不明及び被搾取児童センター、電子通信サービスプロバイダー、リモートコンピューティングサービスプロバイダー、上院司法委員会及び下院司法委員会が利用できるようにしなければならない。

(5) 外国の機関の指定に関する連邦議会の意見の表明

連邦議会の意見の表明は、次の各目のおりである。

(A) オンラインでの児童ポルノの国際的な製造、所有及び貿易の撲滅は、資格を有し、能力を有し、かつ、適切に訓練された外国の法執行機関との協力を必要とする。

(B) 国務長官と協議の上、司法長官は第(3)号に基づき指定された外国の機関のリストを拡大するために十分な努力を払わなければならない。

(6) プロバイダーへの通知

電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーが、外国の法執行機関からの要求の結果、当該プロバイダーがこの条に基づく報告を行うことを全米行方不明及び被搾取児童センターに対し通知する場合、同センターは、次の各目のいずれかを行わなければならない。

- (A) 同センターが、第(3)号に基づき司法長官により任命されたものと同じの外国の法執行機関又はその他の機関の要求により報告を回付する場合、次に掲げるいずれについても、電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーに通知すること。
- (i) その報告書が回付された外国の法執行機関の身元に関する情報
- (ii) その報告書が回付された日付
- (B) 同センターが、司法長官と協議の上、当該国のいずれの法執行機関も第(3)号に基づく司法長官による指定がされていないと判断したことを理由として、報告の回付を断わる場合、電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーに通知すること
- (e) 報告の不履行
- [事実又は状況を]知りつつ故意に第(a)項第(1)号に基づき要求される報告を行わなかった電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーは、次の各号のとおり罰金を科せられる。
- (1) 知りつつ故意に報告を行わなかった場合、初回は15万ドル以下の罰金
- (2) 2回目又はそれ以降さらに知りつつ故意に報告を行わなかった場合、30万ドル以下の罰金
- (f) プライバシーの保護
- この条のいかなる規定も電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーに対し、次の各号のいずれかの行為を義務付けると解釈されてはならない。
- (1) 当該プロバイダーのユーザー、購読者及び顧客の監視
- (2) 前号に記載されるあらゆる者のあらゆる通信の内容の監視
- (3) 第(a)項及び第(b)項において記載される事実又は状況の積極的な探索
- (g) 報告に含まれる情報開示の条件
- (1) 総則
- 次号に規定するところを除き、第(c)項に基づく報告を受領した法執行機関は、当該報告に含まれる情報の開示を行ってはならない。
- (2) 法執行により許容される開示
- (A) 総則
- 法執行機関は、第(c)項に基づき受領された報告にある情報を、次のいずれをも満たす場合に開示することができる。
- (i) 政府のための法定代理人の公的な職務の遂行にあたり利用するため法定代理人に対して行う場合
- (ii) 当該法執行機関の役職者及び被用者が、捜査及び記録保持の職務を遂行する際、必要に応じてこれらの者に対して行う場合
- (iii) 連邦政府の法定代理人が連邦刑法の執行においてその公的な職務を遂行するにあたり、これを補佐するため、法定代理人により必要であると決定される(州又は州の下位機関の職員を含む)その他の政府の職員に対して行う場合
- (iv) 報告が州刑法の違反をも開示している場合、当該州法執行の目的で州又は州の下位機関の適切な職員に対して行う場合
- (v) この編の第3509条第(m)項[18 USC 3509(m)]又は類似の州法に基づく条件及び制限に従い、刑事事件における被告人又は当該被告人のための弁護人に対して、被告人に対する刑事責任を係争中であることに情報が関係する範囲において行う場合
- (vi) その報告に関して刑事的捜査、訴追、

有罪後の救済に関連して発給された合法的令状への対応を容易にするために必要であるとき、この号の(B)に従い、電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングプロバイダーに対し行う場合

(vii) 正当な理由によって裁判所に命じられ、かつ、各種の保護命令又は裁判所が付すことができるその他の条件に従う場合

(B) 制限

(i) 追加的開示の制限

電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーは、合法的令状への対応のため必要な場合を除き、いかなる者に対しても、この号の(A)(vi)に基づき提供された報告の内容の開示を禁じられる。

(ii) 効果

この号の(A)(vi)におけるいかなる規定も、法執行機関に対して児童ポルノの画像を電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーに提供する権限を与えるものではない。

(3) 全米行方不明及び被搾取児童センターによる許容される開示

全米行方不明及び被搾取児童センターは第(a)項に基づく報告において受領した情報は、次の各目に該当する場合においてのみ開示することができる。

(A) 第(d)項第(2)号に基づき司法長官によって指定された連邦の法執行機関に対して開示する場合

(B) 児童ポルノ、児童搾取又は略取誘拐罪の教唆の捜査にかかわる州、地方又は先住民族の法執行機関に対して開示する場

合

(C) 第(d)項第(3)号に基づき司法長官によって指定された外国の法執行機関に対して開示する場合

(D) 第2258C条[18 USC 2258C]において記載される電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングプロバイダーに対して開示する場合

(h) 保存

(1) 総則

この条の目的のために、第(a)項第(1)項に基づく、サイバーティップラインによる電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーに対する報告受領の通知は、第2703条第(f)項[18 USC 2703(f)]に従ってなされる要求と同じように、保存のための要求として扱われるものとする。

(2) 報告の保存

前号に従い、電気通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーは、第(b)項に従い提供された報告の内容をサイバーティップラインによる通知後90日間保存するものとする。

(3) 混蔵された画像の保存

第(1)号に従い、電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスは、画像、データ又は特定の通信若しくはユーザーが作成したフォルダー若しくはディレクトリの中に児童ポルノと思われる画像が混蔵され、若しくはちりばめられているその他のデジタルファイルを保存するものとする。

(4) 保存された素材の保護

この条に基づき素材を保存する電気通信サービス及びリモートコンピューティングサービスは、当該素材を安全な場所に保持し、そのアクセスがこの項で要求される条

件に従うことを必要とする当該素材へのこれらのサービスの代理人又は従業員によるアクセスを制限するための適切な措置を講じるものとする。

(5) 影響を受けない権限及び職責

この条のいかなる規定も、第2703条[18 USC 2703]に基づく権限及び職責に対し、代替し、これを変更し、又はその他干渉するものと解釈されない。

第2258B条 電子通信サービスプロバイダー、リモートコンピューティングサービスプロバイダー又はドメインネーム登録機関の責任の制限

(a) 総則

次項において規定されるものを除き、この条、第2258A条[18 USC 2258A]又は第2258C条[18 USC 2258C]に基づく、電子通信サービスプロバイダー、リモートコンピューティングサービスプロバイダー若しくはドメインネーム登録機関による報告若しくは保存責任の遂行から発生する電子通信サービスプロバイダー、リモートコンピューティングサービスプロバイダー若しくはドメインネーム登録機関の取締役、役員、被用者若しくは代理人に対するものを含む電子通信サービスプロバイダー、リモートコンピューティングサービスプロバイダー若しくはドメインネーム登録機関に対する民事訴訟又は刑事告発は、連邦又は州の裁判所に提起することができない。

(b) 意図的な、無謀な又はその他の違法行為

前項の規定は、電子通信サービスプロバイダー、リモートコンピューティングサービスプロバイダー又はドメインネーム登録機関が、次の各号のいずれかに該当する場合は、電子通信サービスプロバイダー、リモートコンピューティングサービスプロバイダー若しくはドメインネーム登録機関又はこれらの取

締役、役員、被用者若しくは代理人に適用されてはならない。

(1) 意図的な違法行為に関与した場合

(2) 次の各号のいずれかの状態で行った、又は行おうとしたができなかった場合

(A) 現実の害意を有していた状態

(B) 法的な正当化事由なしで、物理的侵害を引き起こすことの実質的危険性を無謀にも無視した状態

(C) この条、第2258A条、第2258C条、第2702条又は第2703条[18 USC 2258A, 2258C, 2702, or 2703]に基づく責任又は職務の遂行に関連しない目的のために行った場合

(c) アクセスの最小化

電子通信サービスプロバイダー、リモートコンピューティングサービスプロバイダー及びドメインネーム登録機関は、次の各号のいずれも行ふものとする。

(1) 第2258A条又は第2258C条[18 USC 2258A, or 2258C]に基づき提供された画像へのアクセス権を与えられる被用者の数を最小化すること。

(2) 法執行機関から画像の消去が要請された場合、確実にそれらの画像を永久的に消去すること。

第2258C条 児童ポルノを撲滅するためのサイバーティップラインへ通報された画像に関する技術的要素の利用

(a) 要素

(1) 総則

全米行方不明及び被搾取児童センターは、電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーが、画像がさらに送信されることを阻止するために許可するという唯一かつ排他的な目的のため、電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティング

サービスプロバイダーに対し、身元を特定できる子どもの児童ポルノと思われる画像に関する要素を提供することができる。

(2) 包含される要素

前号に基づき提供を認められる要素は、特定の画像、画像のインターネットロケーション、並びにその他児童ポルノの送信を特定し、及び阻止するために利用することができる技術的な要素に関連付けられたハッシュ値又はその他の一意識別子を含有する。

(3) 除外される要素

前号に基づき提供を認められる要素は、実画像は含まない。

(b) 電子通信サービスプロバイダー及びリモートコンピューティングサービスプロバイダーによる利用

この条に基づき、全米行方不明及び被搾取児童センターから身元を特定できる子どもの児童ポルノと思われる画像に関する要素を受領する電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーは、この条で記載される目的のためにのみ当該利用をすることができ、その場合、当該電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーは、第2258A条[18 USC 2258A]に基づく報告義務を免除されるものではない。

(c) 制限

前2項のいかなる規定も、全米行方不明及び被搾取児童センターからいかなる身元を特定しうる子どもの児童ポルノと思われる画像に関する要素を受領する電子通信サービスプロバイダー又はリモートコンピューティングサービスプロバイダーに対して、さらに画像が送信されることを阻止するため当該要素を利用することを要求するものではない。

(d) 法執行機関に対する要素の規定

全米行方不明及び被搾取児童センターは、

児童ポルノ犯罪の捜査に関与する連邦、州及び地方の法執行機関に対して、同センターに対し報告された身元を特定できる子どもの児童ポルノと思われる画像に関するハッシュ値を含む要素を入手させるものとする。

(e) 法執行機関による利用

前項に基づき全米行方不明及び被搾取児童センターから身元を特定できる子どもの児童ポルノと思われる画像に関する要素を受領する連邦、州又は地方の法執行機関は、そのような要素を児童ポルノ犯罪の捜査という当該機関の公務の遂行においてのみ利用することができる。

第2258D条 全米行方不明及び被搾取児童センターの責任の制限

(a) 総則

次項及び第(c)項において定められる場合を除き、児童被害者の身元を特定するための全米行方不明及び被搾取児童センターの取組みから生じるか、この条、この編の第2258A条若しくは第2258C条[18 USC 2258A, 2258C]又は行方不明児童支援法[Missing Children's Assistance Act]第404条[42 USC 5773]に記載されるような、同センターのサイバーティップラインの責務若しくは機能遂行から生じる、同センターの取締役、役員、被用者又は代理人に対するものを含む同センターに対する民事訴訟又は刑事告発は、連邦又は州の裁判所に提起することができない。

(b) 意図的な若しくは無謀な無視又はその他の違法行為

前項は、全米行方不明及び被搾取児童センター又は同センターの取締役、役員、被用者若しくは代理人が、次の各号のいずれかのことを行った場合には適用されない。

(1) 意図的な違法行為に従事した場合

(2) 次の各目の状態で行った、又は行おうと

しただけでなかった場合

- (A) 現実の害意を有していた場合
- (B) 法的な正当化事由なしで、物理的権利侵害を引き起こすことの著しい危険性を無謀にも無視した場合
- (C) この条、この編の第2258A条若しくは第2258C条[18 USC 2258A, 2258C]又は行方不明児童支援法[Missing Children's Assistance Act]第404条[42 USC 5773]に基づく責務又は機能の遂行に関係しない目的であった場合

(c) 通常の業務活動

前第(a)項は、一般的管理若しくは運用、車両の利用又は人事管理を含む、通常の業務行為に関する作為又は不作為に対しては適用されない。

(d) アクセスの最小化

全米行方不明及び被搾取児童センターは、次の各号のいずれをも行わなければならない。

- (1) 第2258A条[18 USC 2258A]に基づき提供された画像へのアクセス権を与えられる被用者の数を最小化すること。
- (2) 法執行機関からの通知により、それらの画像を永久的に確実に消去すること。

第2258E条 定義

第2258A条から第2258D条[18 USC 2258A-2258D]において、次のとおり定義する。

- (1) 「政府のための法定代理人」及び「州」という用語は、連邦刑事訴訟手続規則の第1条^(注7)におけるこれらの用語に付与された意味を有する。
- (2) 「電子通信サービス」という用語は、第2510条[18 USC 2510]における用語に付与された意味を有する。
- (3) 「電子メールアドレス」という用語は、2003年スパム対策法第3条[15 USC 7702]

における用語に付与された意味を有する。

- (4) 「インターネット」という用語はインターネット自由法第1101条[47 USC 2711]における用語に付与された意味を有する。
- (5) 「リモートコンピューティングサービス」という用語は、第2711条[18 USC 2711]における用語に付与された意味を有する。
- (6) 「ウェブサイト」という用語は、http又はその後継のプロトコルを用いインターネットを通じて、一般公衆がアクセス可能であるような、コンピューターのサーバを基盤とするファイルのアーカイブにおかれている要素の集合を意味する。

第2260条 合衆国内への輸入のための未成年者の性的に露骨な描写の製作

(a) 未成年者の利用

合衆国外で、性的に露骨な行為の視覚的描写を製作する目的若しくは当該行為のライブの視覚的描写を送信する目的で、当該行為に従事させるため未成年者を雇用し、説得し、誘導し、誘惑し、若しくは強要する者、未成年者に他者が同行為に従事することを補助させる者又は未成年者が性的に露骨な行為に従事することを意図して、これを輸送する者であって、将来、当該視覚的描写が、合衆国内又は合衆国沿岸から12マイル以内の領海内へ輸入又は輸送されることを意図する者は、第(c)項の規定により処罰される。

(b) 視覚的描写の利用

合衆国外において、(視覚的描写の製作に性的に露骨な行為に従事している未成年者の使用が含まれていた場合には)未成年者が性的に露骨な行為に従事している視覚的描写を輸送、運送、販売又は頒布する目的で、知りつつ受領し、輸送し、運送し、頒布し、販売し、又は所持する者であって、将来、当該視覚的描写が、合衆国内又は合衆国沿岸から12

マイル以内の領海内へ輸入され、又は輸送されることを意図する者は、第(c)項の規定により処罰される。

(c) 罰則

- (1) 第(a)項に違反し、又は違反を試み若しくは共謀する者は、第2251条[18 USC 2251]第(e)項に規定する処罰を受ける。
- (2) 前項に違反し、又は違反を試み若しくは共謀する者は、第2252条[18 USC 2252]第(a)項第(1)号、第(2)号若しくは第(3)号の違反として、同条第(b)項第(1)号[18 USC 2252]の規定による1又は複数の前科のある者によるそのような違反について規定された処罰を含む処罰を受ける。

“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉

- (2) 児童ポルノの素材の規制においては、実在の児童であることが要件となっている
- (3) 児童ポルノとして規制の対象となるもの。実在する児童であるかそれと区別がつかないことが、要件となっている。
- (4) 実際の児童が使われているかどうか「区別がつかない」、であってあきらかに実在しないようなものはこれにあたらぬ。
- (5) 同上
- (6) 「サイバー通報通信網」とも呼ばれる。インターネット上の有害情報等の通報を受け付けるシステム。
- (7) 連邦司法長官及び連邦検察官等をいう。

注

- (1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト

(いびみえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 18 編犯罪及び刑事訴訟手続
第 121 章格納された有線及び電気通信並びに処理記録アクセス [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 18. CRIMES AND CRIMINAL PROCEDURE
CHAPTER 121. STORED WIRE AND ELECTRONIC COMMUNICATIONS AND
TRANSACTIONAL RECORDS ACCESS

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401において改正がないが、参考のため訳出した。

第 2702 条 顧客の通信又は記録の任意開示

(a) 禁止

(略)

(b) 通信の開示の例外

前項に記載されるプロバイダーは、通信の内容を次の各号の者に対して公表することができる。

(1)～(5) (略)

(6) 第 2258A 条[18 USC 2258A]に基づき提出される当該機関への報告に関連して、全米行方不明及び被搾取児童センター

(7) (略)

(c) 顧客記録の開示の例外

次の各号の者に対して、第(a)項に記載されるプロバイダーは、そのサービスの購読者又は顧客に関する記録又はその他の情報を

開示することができる(第(a)項第(1)号又は同項第(2)号の対象となる通信の内容は含まない)。

(1)～(4) (略)

(5) 第 2258A 条[18 USC 2258A]に基づき提出される当該機関への報告に関連して、全米行方不明及び被搾取児童センター

(6) (略)

(d) (略)

注

(1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉

(いび みえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 42 編公衆衛生及び福祉
第 132 章児童虐待の被害者報告義務 [抄]^(注1)
U.S.C. TITLE 42. THE PUBLIC HEALTH AND WELFARE
CHAPTER 132. VICTIMS OF CHILD ABUSE
REPORTING REQUIREMENTS

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401において改正ないが、参考のため訳出した。

第13032条 電子通信プロバイダーによる児童
ポルノの報告
^(注2)
[廃止]

“LexisNexis”掲載の“United States Code Service(USCS)”
によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉
(2) 18 USC 2258Aを新設。

注

(いび みえこ・海外立法情報課)

(1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト

合衆国法典第 42 編公衆衛生及び福祉
第 151 章児童保護及び安全
性犯罪者登録及び告知 [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 42. THE PUBLIC HEALTH AND WELFARE
CHAPTER 151. CHILD PROTECTION AND SAFETY
SEX OFFENDER REGISTRATION AND NOTIFICATION

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401において改正がないが、参考のため訳出した。

***第 16913 条 性犯罪者の登録要件**

(a) 総則

性犯罪者は、犯罪者が居住し、雇用され及び通学しているそれぞれの管轄区において登録を行い、かつ、登録内容を最新に保つものとする。初回の登録のためにのみ、性犯罪者が居住地の管轄区とは異なる管轄区で有罪となった場合には、有罪となった管轄区においても登録を行うものとする。

(b) 初回の登録

性犯罪者は、次の各号の期間内に初回の登録を行うものとする。

- (1) 登録の必要性を惹起させた犯罪に関する拘禁刑が終了する前まで
- (2) 性犯罪者に拘禁刑の刑期の言渡しがなかった場合、当該犯罪の判決言渡し後、3営業日以内

(c) 登録内容の更新

性犯罪者は、氏名、居住地、職業又は学生としての地位に変更があった後、3営業日以内に、第(a)項の規定により関連を有する少なくとも1つの管轄区に直接出頭し、性犯罪者登録簿上へ当該犯罪者に要求される情報におけるすべての変更を当該管轄区に通知するものとする。当該管轄区は直ちに当該犯罪者が登録を要求されている他のすべての管轄区に当該情報を提供するものとする。

(d) 第(b)項に従わない性犯罪者の初回の登録

司法長官は、この法律の制定前[2006年7

月27日制定]に有罪判決を受けた性犯罪者に対するこの編の要求の適用の可能性又は特定の管轄区においてその実行があったことを確定するための権限及びそのような性犯罪者の登録及び第(b)項に従うことができない性犯罪者のその他のカテゴリーのための規則を定める権限を有する。

(e) 順守不履行の場合の州の処罰

連邦が先住民族管轄と認めたもの以外の各管轄区は、性犯罪者がこの編の要求を順守しなかったことを理由として、最高刑期として1年を超える拘禁刑を含む刑事罰を科すものとする。

第 16915a 条 司法長官への指示

(a) 性犯罪者に対する性犯罪者登録簿へ特定のインターネット関連の情報提供の義務付け

司法長官は、性犯罪者登録及び告知法第114条第(a)項第(7)号[42 USC 16914(a)(7)]に定める権限を用い、各性犯罪者が用い又は用いる予定であり、司法長官がこの法律に基づき適切であると決定するあらゆる種類のインターネット上の識別子を、当該性犯罪者が性犯罪者登録簿に登録することを義務付けるものとする。これらのインターネット上の識別子の記録は、全米性犯罪者登録簿の他の記録と同じ限度でプライバシー法[5 USC 552a]に従うものとする。

(b) 情報の報告の適時性

司法長官は、性犯罪者登録及び告知法第112条第(b)項[42 USC 16912 (b)]に定める権限を用い、この条に基づき必要であると規定された情報を最新に保ち続けるために、その時期及び方法を定めるものとする。

(c) 公衆に対する非公開

司法長官は、性犯罪者登録及び告知法第118条第(b)項第(4)号[42 USC 16918(b)(4)]に定める権限を用い、第(a)項に基づき性犯罪者により提供されたすべての情報の開示を免除するものとする。

(d) 定義

(1) ソーシャルネットワーク・ウェブサイト
この法律において用いられる場合、「ソーシャルネットワーク・ウェブサイト」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものを指す。

(A) 次に掲げる要件のいずれにも該当するインターネットウェブサイトの意味すること。

(i) ウェブページ若しくはプロフィールを作成することを通じて、又はその他の方法によって、一般公衆又は他のユーザーに対し、自身の情報を得られるよう提供することをユーザーに認めるウェブサイト

(ii) ユーザーに相当な数の未成年者を含みうる、他のユーザーとのコミュニケーションのための仕組みを提供するウェブサイト

(iii) オンラインでの相互交流を主たる目的とするウェブサイト

(B) この法律の目的を実施するにあたり、当該ウェブサイトのために役割を務めるようにウェブサイトにより利用される請負業者又は代理業者を含むこと。

(2) インターネット上の識別子

この法律において用いられる場合、「インターネット上の識別子」とは、電子メール

アドレス及びインターネット通信又は投稿において自己の同定又はメールの選別のために用いられるその他の表示を意味する。

(3) その他の用語

性犯罪者登録及び告知法において定義された用語は、この法律においても同様の意味を有する。

第16915b条 ソーシャルネットワーク・ウェブサイトのための調査のシステム

(a) 総則

(1) 比較のための安全なシステム

司法長官は、ソーシャルネットワーク・ウェブサイトに対し性犯罪者登録簿に含まれている情報と当該ソーシャルネットワーク・ウェブサイトのユーザーのインターネット識別子とを比較し、一致したインターネット識別子だけを閲覧することを認めるような安全なシステム構築し、維持する。このシステムは、次の各号のいずれの条件をも満たさなければならない。

(A) このシステムは、いかなるソーシャルネットワーク・ウェブサイトに対してもそのユーザーのインターネット識別子をソーシャルネットワークシステムのオペレーターに送信することを要求し、又は許可するものであってはならない。

(B) このシステムは、インターネット識別子及びその他のデータ要素を判読不能にするレンダリング保護措置を含む司法長官によって利用可能とされる情報の秘密を保護する安全な手続きを用いるものとする。

(2) 身元識別に関する情報の規定

一致したインターネット識別子を受け取った場合、ソーシャルネットワーク・ウェブサイトは司法長官に対し、一致したインターネット識別子を登録した個人の身元に関する情報を提供するように要求すること

ができ、要求があった場合には、司法長官はすみやかに当該情報を提供するものとする。当該情報は、氏名、性別、居住地、写真及び身体的な特徴に限られる。

(b) システム利用のための資格

このシステムを利用しようとするソーシャルネットワーク・ウェブサイトは、司法長官に対し、次の各号に掲げるすべての事項を記載する申請書を提出するものとする。

- (1) ウェブサイトの名称及び法的地位
- (2) ウェブサイトの連絡先
- (3) ウェブサイトの種類及び業務の表示
- (4) ウェブサイトが当該システムを利用する理由を説明した陳述
- (5) 次の各目のすべての事項を確実にするための方針及び手続きについての記述
 - (A) このシステムを通じて入手された情報に基づき当該ウェブサイトにはアクセスすることを拒否された個人は、即座にその拒否に基づき告知され、そしてアクセスの拒否に異議を申し立てる能力を有すること。
 - (B) ソーシャルネットワーク・ウェブサイトが、情報が不正確、不完全又は真実であると検証不能であることに気がついた場合、適切な州の登録所及び連邦司法省が各州及び国のデータベースの情報を削除又は修正することができるよう、当該ウェブサイトが直ちにこれらの機関に対して通知すること。
- (6) このシステムを利用するソーシャルネットワーク・ウェブサイトによって利用される予定の請負業者の身元、住所及び連絡先
- (7) ウェブサイトが当該システムが、次の各目のいずれをも目的として利用することを保障するために司法長官が要求することのできる、その他の情報又は証明
 - (A) 当該ウェブサイトのユーザーの安全を

保持すること。

- (B) 前項において規定される自動的な比較をするという限定された目的のためであること。

(c) このシステムに対する検索

(1) このシステムの利用頻度

このシステムの利用を司法長官により承認されたソーシャルネットワーク・ウェブサイトは、司法長官が認める頻度でシステムを検索することができる。

(2) 司法長官による利用差止めの権限

次の各目のいずれかの場合に、司法長官はソーシャルネットワーク・ウェブサイトによるこのシステムの利用を拒絶し、保留し、又は打ち切ることができる。

- (A) ソーシャルネットワーク・ウェブサイトがこのシステムの利用申請にあたり、虚偽の情報を提供する場合
- (B) ソーシャルネットワーク・ウェブサイトが、このシステムを不法又は不適切な目的で用いるか、又は用いようとしている可能性がある場合
- (C) ソーシャルネットワーク・ウェブサイトが、前項第(5)号に基づき要求される手続きに従うことができない場合
- (D) ソーシャルネットワーク・ウェブサイトが、この法律の目的と矛盾する方法でこのシステムから得た情報を利用する場合

(3) インターネット識別子公開の制限

(A) 一般公衆への非公開

司法長官及びこのシステムの利用を承認されたソーシャルネットワーク・ウェブサイトのいずれも、このシステムに含まれる性犯罪者のインターネット識別子のリストを一般公衆に対して公開することができない。

(B) 追加的制限

司法長官は、第(a)項に基づき構築されたこのシステムの利用を通じて得られた情報の、このシステムの利用を承認されたソーシャルネットワーク・ウェブサイトによる公開を制限するものとする。

(C) 制限の厳格な順守

第(a)項に基づき構築された、このシステムのソーシャルネットワーク・ウェブサイトによる利用は、この号に基づき要求される制限の順守を目的とするウェブサイトの取決めに基づいて、その条件を定めるものとする。

(D) 解釈の規則

この項は、法律による他のいかなる規定に基づくものであれ、性犯罪者登録情報に対する検索若しくは調査を実施し、又は認める司法長官の権限を制限するものと解釈されてはならない。

(4) 料金の支払

このシステムの利用を認められたソーシャルネットワーク・ウェブサイトは、このシステムの利用にあたり司法長官によって設定された料金を支払うものとする。

(5) 法的責任の制限

(A) 総則

ソーシャルネットワーク・ウェブサイトの責任者、職員、被用者、親会社、請負業者又は代理業者を含む、ソーシャルネットワーク・ウェブサイトに対する、当該ウェブサイトによる全米性犯罪者登録簿の利用に起因する民事の請求は、連邦又は州の裁判所に提起することができない。

(B) 意図的な、無謀な無視の又はその他の不法行為

(A)は、ソーシャルネットワーク・ウェブサイト、又はそのウェブサイトの責任者、職員、被用者、親会社、請負業者若

しくは代理業者が、次のいずれかに該当する場合には適用されない。

(i) 意図的な不法行為に關与した場合

(ii) 次のいずれかを有して行った、又は行おうとしたができなかった場合

(I) 現実の悪意

(II) 法律による正当化事由なく、損害を引き起こす実質的な危険性の存在に対する無謀な無視

(III) 第(3)号において規定される責任又は機能の遂行に無関係の目的

(C) アクセスの最小化

ソーシャルネットワーク・ウェブサイトは、システムを通じて一致が発見されたインターネット識別子へのアクセス権限を与えられる被用者の人数を、最小化するものとする。

(6) 解釈の規則

この条のいかなる規定も、ソーシャルネットワーク・ウェブサイトを含むいかなるインターネットウェブサイトに対してもこのシステムの利用を求めるものと解釈されてはならず、ウェブサイトがシステムを利用しないと決定したことに基づき、連邦又は州の法的責任又は他のいかなる訴訟上の不利な結果も、当該ウェブサイトに課せられてはならない。

***第16916条～第16929条**

(略)

注

(1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉

(いびみえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 42 編公衆衛生及び福祉
第 151 章児童保護及び安全
補助金及び他の規定 [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 42. THE PUBLIC HEALTH AND WELFARE
CHAPTER 151. CHILD PROTECTION AND SAFETY
GRANTS AND OTHER PROVISIONS

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401において改正がないが、参考のため訳出した。

第16981条 性犯罪者モニターのための試験的
計画

(a) 性犯罪者モニター計画

(1) 認められた資金

(A) 総則

(略)

(B) 存続期間

(略)

(C) 最低基準

試験的プログラムにおいて用いられる
電子モニターユニットは最低でも、次の
基準を満たすものとする。

- (i) 各性犯罪者について、GPSを用いた
中央処理装置を含む追跡装備を提供す

るもの

- (ii) 犯罪者を24時間継続して監視する
ことを認めるもの

第16982条～第16991条

(略)

注

- (1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト
“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”
によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉

(いび みえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 42 編公衆衛生及び福祉
第 154 章児童搾取防止 [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 42. THE PUBLIC HEALTH AND WELFARE
CHAPTER 154. COMBATING CHILD EXPLOITATION

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401において改正がないが、参考のため訳出した。

***第17601条 定義**

この法律においては、次の定義が適用される。

(1) 児童搾取

「児童搾取」とは、未成年者を関与させる行為であって、合衆国法典第18編第1591条、第109A章、第110章及び第117章[18 USC 1591, 2241, et seq., 2251 et seq.. and 2421 et seq.]に違反した行為、試みられた行為若しくは行為に関与することの共謀、又はそれにより刑法上の罪に問われうる未成年者を関与させるあらゆる性的行為をいう。

(2) 児童猥褻物

「児童猥褻物」とは、合衆国法典第18編第

1466A条により禁止される視覚的描写をいう。

(3) 未成年者

「未成年者」とは、18歳未満の者をいう。

(4) 性的に露骨な行為

「性的に露骨な行為」とは、合衆国法典第18編第2256条において定義されたものをいう。

注

- (1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉

(いびみえこ・海外立法情報課)

合衆国法典第 42 編公衆衛生及び福祉
第 154 章児童搾取の撲滅
児童搾取防止及び禁止のための国家戦略 [抄]^(注1)

U.S.C. TITLE 42. THE PUBLIC HEALTH AND WELFARE
CHAPTER 154. COMBATING CHILD EXPLOITATION
NATIONAL STRATEGY FOR CHILD EXPLOITATION PREVENTION AND INTERDICTION

井樋 三枝子 訳

冒頭に*を付与した条文は、P.L.110-358, P.L.110-400, P.L.110-401において改正がないが、参考のため訳出した。

第 17611 条 児童搾取防止及び禁止のための国家戦略の策定

(a) 総則

合衆国司法長官は、児童搾取防止及び禁止のための国家戦略を新規に作成し、実施するものとする。

(b) 時期

この法律の成立の日[2008年10月13日]から1年以内に、そしてその後、隔年の2月1日に、司法長官は連邦議会に対して前項に基づき策定した国家戦略を提出するものとする。

(c) 国家戦略に必要な内容

第(a)項に基づき策定される国家戦略は、次に掲げるものを含むものとする。

(1) 児童搾取を減少させるための包括的で長期的な目標

(2) 国家戦略が提出される日から開始する各年の間に達成できると司法長官が決定する長期的で定量化可能な目標達成のため、年次の測定可能な目標及び特定の目的

(3) 子どもに対するインターネット犯罪タスクフォース (ICAC タスクフォース)、安全な子ども時代保護計画^(注2)、FBI イノセントイメージイニシアティブ^(注3)、全米行方不明・被搾取児童センター、地域の電子情報科学捜査研究所^(注4)、インターネットセイフティ計画^(注5)及び児童搾取撲滅のための目的又は使命を有する連邦の支援を受けるその他すべての団体のために設けられる財源を含む、年次

予算の重要事項及び児童搾取撲滅を目指す連邦の取組み

(4) 計画並びに予算上の目標及び重要事項についての5か年計画

(5) 司法プログラム局、司法省刑事局、連邦検事事務局、連邦捜査局、司法長官事務局、司法次官事務局、法政策局及びその他すべての児童搾取犯罪に関する活動を行う司法省の機関又は部局を含む、児童搾取犯罪の防止及び捜査に関する司法省の政策及び業務の審査

(6) 国際的、州、地方及び先住民族の法執行機関並びに児童搾取防止及び禁止に取り組む民間の団体と協力するための司法省の取組みの解説

(7) 次の各目に掲げるものとの協力及び協調を含む児童を搾取する者の阻止、捜査及び検挙に関する機関間協力のための計画

(A) 移民税関捜査局(ICE)

(B) 合衆国郵便捜査局(U.S Postal Inspection Service)

(C) 国務省

(D) 商務省

(E) 教育省

(F) 保健・福祉省

(G) その他適切な連邦機関

(8) 次に掲げるすべての事項を含む子どもに対するインターネット犯罪タスクフォース(ICACタスクフォース)計画のレビュー

- (A) ICACタスクフォースの数及び各ICACタスクフォースの所在地
- (B) 各ICACタスクフォースにおける訓練された人員の数
- (C) 各ICACタスクフォースに付与される連邦補助金の額
- (D) 次に掲げるすべての事項を含む各タスクフォースにおける連邦、州及び地方の協力の評価
 - (i) 各タスクフォースによる逮捕数
 - (ii) 訴追のため連邦検事に対してなされた刑事通報数
 - (iii) 前(ii)に基づきなされた通報に起因する訴追数及び有罪判決数
 - (iv) 可能であれば、ICACタスクフォースの捜査に基づく、地方における訴追数及び有罪判決数
 - (v) 連邦、州及び地方の調整及び協力の水準を明示するその他の情報で、司法長官により決定されるべきもの。
- (E) ICACタスクフォースから支援を受ける者を補助するために提供される訓練機会及び技術的支援の評価
- (F) 州及び地方の資金及びマッチングファンドを活用したICACタスクフォース計画の成果の評価
- (9) 児童搾取犯罪の防止、捜査及び訴追において連邦、州、地方及び先住民族の法執行機関が利用できる技術的補助及び支援の評価
- (10) 各FBI地域犯罪科学捜査研究所における児童搾取事件のための犯罪科学捜査分析の未処理業務についての審査並びに州及び地方の研究所での未処理業務の概算
- (11) 前号において記載される、連邦、州及び地方の犯罪科学捜査研究所に犯罪科学捜査分析の未処理業務がある場合の、その減少のための計画
- (12) 子どもの安全及びインターネットの安全の促進に対し効果的であると証明された、民間セクター及びNPO団体による取組み又はその他のイニシアティブを含み、インターネットの安全性に関する事項を含む児童搾取防止及び教育に関する連邦の計画の審査
- (13) 連邦、州、地方及び先住民族による児童搾取撲滅のための取組みに影響を及ぼすこととなるような新しい技術を含んだ、将来の動向、課題及び機会の評価
- (14) 児童搾取に関する事項について、連邦及び州政府の司法部門との連絡のための計画
- (15) 次の各目に掲げるすべての事項を含んだ数々の要因を含む、報告された児童搾取犯罪の事件に関係する連邦の捜査及び訴追行為の評価
 - (A) 捜査及び訴追された（容疑をかけられている犯罪行為の規模のため又はコミュニティに対する若しくは将来生じうる被害者に対する危険のために特定される）最優先の容疑者数
 - (B) 児童搾取の犯罪についての捜査、逮捕、訴追及び有罪判決の数
 - (C) 児童搾取の各犯罪に対し、科された刑罰の平均及び制定法上の最高刑
- (16) 次の各目に掲げるすべての事項を含んだ合衆国内及び国際的な児童ポルノ密売の全般的な規模を表す入手可能な統計データの審査
 - (A) 児童ポルノのピア・ツー・ピアファイル共有の関与が認められ、若しくは法執行機関及びその他の情報源により当該容疑をかけられた外国及び国内のコンピューター数又はコンピューターユーザー数。
 - (B) 児童ポルノの売買又はその他の商業行為への関与が認められ、又は法執行機関

- 及びその他の情報源により当該容疑をかけられた外国及び国内のコンピューター数又はコンピューターユーザー数。
- (C) 児童ポルノに関する行動のその他すべての形態への関与が認められ若しくは法執行機関及びその他の情報源により当該容疑をかけられた外国及び国内のコンピューター数又はコンピューターユーザー数。
- (D) 全米行方不明及び被搾取児童センター^(注6)のサイバーティップラインからの通報件数又はその他の統計データ及び児童ポルノの密売の規模を示すその他のデータ
- (E) 合衆国内及び国外における児童搾取犯罪の種類、性質及び範囲を示すその他の統計データ
- (17) 次に掲げるすべての事項を含む、近年の関連の児童搾取に関する調査及び研究の文書、論文等
- (A) 児童ポルノの所持又は密売と実際の児童虐待との間の関連性に関する研究
- (B) 閲覧され、又は共有されたファイルの種類と違法行為の種類との間の関連性の証明に関する研究
- (C) 児童搾取に関するその他の調査、研究及び有益な情報
- (18) 連邦の計画が関与する限りにおいて、州、地方及び先住民族の行政機関の関与を含む、民間セクター、その他団体、組織と連邦機関との間の協力、調整及び相互支援の範囲についての審査
- (19) 安全な子ども時代保護計画コンファレンス又は児童搾取撲滅に関連して司法省により開催されたその他の会議若しくは集会の結果
- (d) 政府高官の指名
- (1) 総則
- 司法長官は、司法省において第(a)項に

基づき策定される国家戦略の進展を調整することに責任を負う高官を任命する。

(2) 任務

前号に基づき任命された高官の任務は次に掲げるとおりとする。

- (A) 国家戦略の進展に関し、すべての連邦機関との連絡役を果たすこと
- (B) 国家戦略の進展において機関の間で適切な調整が行われることを確実にするために活動すること。
- (C) 予算の優先順位について精通し、児童搾取の防止及び禁止に関する司法省及びFBIのすべての取組みについて熟知していること。
- (D) 議会に対し国家戦略を伝達し、国家戦略の内容及び国家戦略の実施にあたっての司法省の進捗について、適切な管轄の委員会によって要求された場合には、議会公聴会において当該戦略に関する質問に回答可能であること

第17612条 ICACタスクフォース国家計画の策定

(a) 策定

(1) 総則

司法長官の包括的権限のもと、性的捕食者^(注7)、児童搾取並びに児童猥褻及びポルノ事件によるオンラインでの子どもの誘惑に対して効果的な対応を進展することに専念する州及び地方の法執行機関のタスクフォースの国家計画からなる、子どもに対するインターネット犯罪タスクフォース国家計画(以下、この編においては「ICACタスクフォース計画」という。)を司法省内において策定する。

(2) 連邦議会の意思

前号に基づき策定されたICACタスクフォース計画が1998年商務省、司法省及び国務省、司法部門並びに関連機関歳出予

算法第1編によって歳出権限を与えられ、並びに1974年青少年司法及び青少年非行防止法[42 USC 5771 et seq.]第4編に基づき助成されたICACタスクフォース計画の継続を目的とすることが、連邦議会の目的及び意思である。

(b) 国家計画

(1) 州の代表

前項に基づき策定されるICACタスクフォース計画は、各州少なくとも1つのICACタスクフォースを含むものとする。

(2) 捜査の能力及び継続性

児童搾取事件の捜査及び訴追についての既存の能力及び継続性を維持するため、司法長官は前項に基づきICACタスクフォース計画を策定するにあたり、この法律の制定の日[2008年10月13日制定]に存在している全59のタスクフォースと協議し、及び検討する。司法長官が現存するICACが証明された明確な成功の実績を有していないと決定する場合を除いて、司法長官はすべての既存のICACタスクフォースをICACタスクフォース計画に含めるものとする。

(3) 進行中の審査

(A) 司法長官は、この条に基づき策定された各ICACタスクフォースの有効性の定期的な審査を実施するものとする。

(B) 司法長官が決定に先立って議会に通知し、各州が少なくとも1つのタスクフォースを常に維持することを条件として、その決定が児童搾取撲滅の有効性の強化となると司法長官が判断する場合には、司法長官は新たなタスクフォースを設立する裁量権を有するものとする。

(4) 訓練

(A) 総則

司法長官はICACタスクフォースの任務を支援するために、ICACデータシ

テムの効果的な利用を含む国家訓練計画を策定することができる。

(B) 制限

この項に基づく訓練コースの策定にあたり、司法長官は、ICACタスクフォースの構成員及び他の法執行機関の職員のための訓練コースの策定及び実施のために、法執行機関以外のいずれの機関に対しても、1機関につき、年に200万ドルを超える金額を支給することができない。

(C) 審査

司法長官は、次のいずれの事項も行わなければならない。

(i) この項により認められた各トレーニングセッションの有効性の定期的な審査を実施すること。

(ii) 訓練のための将来の補助金の支給を決定する際に、連邦資金の効果的な使用に関する外部からの報告を検討すること。

第17613条 ICACタスクフォースの目的

ICACタスクフォース計画及び国家タスクフォース計画の一部をなす各州又は地方のICACタスクフォースは、次の各項のすべての事項に対し専念するものとする。

(1) テクノロジーを備えた児童搾取違反を含む、子どもに対するインターネット犯罪の違反又は違反者の発見、捜査及び逮捕における州及び地方の法執行機関の捜査能力を増強すること。

(2) 事前及び事後の子どもに対するインターネット犯罪の捜査を実施すること。

(3) 訓練プログラムの開発及び提供を支援するために、世間に認められた専門家を利用して、捜査、犯罪科学捜査、訴追、地域への働きかけ及び能力強化の分野で、ICAC

タスクフォース並びにその他連邦、州及び地方の法執行機関に対する、訓練及び技術支援を実施すること。

- (4) 子どもに対するインターネット犯罪数のうち連邦及び州の裁判所の両方において、捜査及び訴追されるものの数を増加させること。
- (5) 各州の中に子どもに対するインターネット犯罪に対応する省庁間タスクフォースを創設すること。
- (6) テクノロジーを備えた子どもに対する性的搾取犯罪の撲滅を目的とする司法省安全な子ども時代保護計画に参画すること。
- (7) 子どもに対するインターネット犯罪の捜査及び訴追にかかわる連邦、州及び地方の機関に対して行うのと同様にその他のICACタスクフォースへの支援を含む、子どもに対するインターネット犯罪違反への全国的対応を増進すること。
- (8) 子どもに対するインターネット犯罪に対する公衆の認識及び防止プログラムを開発し、提供すること。
- (9) 子どもに対するインターネット犯罪の捜査及び訴追を増強する事前、事後の両面にわたるその他の行動への関与

第17614条 タスクフォースの義務及び機能

タスクフォース国家計画の一部をなす各州又は地方のICACタスクフォースは、次の各項のすべての事項を満たすものとする。

- (1) 同タスクフォースの目的への取組みに専念している州及び地方の捜査官、検察官、犯罪科学捜査専門官及び教育専門家により組織されること
- (2) 第103条[42 USC 17613]に記載される目的を達成するためにたゆまず努力すること。
- (3) 子どもに対するインターネット犯罪の先んじた捜査、犯罪科学捜査及び効果的な訴

追に従事すること。

- (4) 親、教育者、検察官、警察及び子どもに対するインターネット犯罪に係るその他の者に対し、犯罪科学捜査的、予防的及び捜査上の支援を提供すること。
- (5) 他の州及び地方の法執行機関が子どもに対するインターネット犯罪を捜査し、及び訴追するために必要な知識、人員及び特別な装備を獲得するため、それらの機関のために継続されている情報面、行政面及び技術面の支援を通じて、そのような犯罪についての複数管轄間、複数省庁間の対応及び連携を発展させること。
- (6) いかなる事件であれ、同タスクフォースが得られる資源によって可能となる捜査への参画が必要になると司法長官が決定する事件における全米で調整された捜査に参画すること。
- (7) 同タスクフォースが従うべき、既存の規範と一致した捜査及び訴追の基準を策定し、又は採用すること。
- (8) 犯罪の重大性又はコミュニティに対する危険性の可能性を示す捜査上の手掛かりを含む、被害者の子どもの身元を特定し、又は救出する可能性を示す捜査上の手掛かりが与えられることを優先して、オペレーション・フェアプレイ^(注8)ティップライン、第105条[42 USC 17615]において創設されたICACタスクフォースデータシステム、全米行方不明及び被搾取児童センターサイバーティップライン、ICACタスクフォース並びにその他連邦、州及び地方の機関からの通報を含む子どもに対するインターネット犯罪に関する通報を捜査し、これに関して訴追を試みること。
- (9) 押収した証拠を取り扱うための手続きを整備すること。
- (10) 次の各号に掲げるものをすべて保管する

こと。

- (A) この編[42 USC 17611 et seq.]に基づき要求される報告書類及び記録類
 - (B) 司法長官が保管すべきものと決定するその他の報告書類及び記録類
- (11) 司法長官により設定された子どもに対するインターネット犯罪の捜査及び訴追に関する国家基準がタスクフォースの置かれている州の法律と一致する範囲において、当該基準を順守するよう努めること。

第17615条 全米子どもに対するインターネット犯罪データシステム

(a) 総則

プライバシー保護に関するすべての現行連邦法に一致して、司法長官は全米子どもに対するインターネット犯罪データベースを設立するものとする。当該システムは、いかなる情報であれ、児童搾取を助長するためのインターネットの使用を含まないものを検索又は取得するために用いてはならない。

(b) 連邦議会の意思

前条に基づき設立される全米子どもに対するインターネット犯罪データベースが、児童搾取のオンラインでの警察捜査、情報共有並びに児童搾取の問題の規模に関するデータの収集及び集約の能力を促進する堅実で活動的な潜入捜査インフラを策定してきたワイオミング州検事総長事務局が開発したオペレーション・フェアプレイを継続し、踏まえることを目的とすることが連邦議会の目的及び意思である。

(c) システムの目的

第(a)項に基づき設立された全米子どもに対するインターネット犯罪データベースは、次に掲げるすべての機関に対し支援及び援助を与えることを含め、連邦、州、地方及び先住民族の法に適合して、児童搾取を捜査する

権限を与えられた、認証を受けた法執行機関の援助及び支援に専念するものとする。

- (1) 児童搾取を捜査及び訴追する連邦の機関
 - (2) 第102条[42 USC 17612]に基づき設立されたICACタスクフォース計画
 - (3) 児童搾取を捜査及び訴追する州、地方及び先住民族の機関
 - (4) 司法長官により承認された外国の又は国際的な法執行機関
- (d) サイバー空間での安全な紛争解決及び情報共有

第(a)項に基づき設立された全米子どもに対するインターネット犯罪データベースについては、次の各号に掲げる事項がすべて行われるものとする。

- (1) 司法省又は認証を受けた法執行機関の内部で保管され、及び維持されること。
- (2) 前項に従って認証を受けた法執行機関を支援するため実費の支払により利用されること。
- (3) 当該データベースでは、次に掲げることをすべて行うものとする。
 - (A) 児童搾取の捜査及び訴追を行う連邦、州、地方及び先住民族の機関並びにICACタスクフォースが紛争事件の解決に用いるデータを提供し、及びこれにアクセスすることを承認すること。
 - (B) 直接的に又は承認を受けた法執行機関と連携して、オンライン上の法執行機関による児童搾取の捜査を促進するための活動的な潜入捜査のインフラを提供すること。
 - (C) 法執行機関参加者のための必要なソフトウェア及びネットワークの能力の開発を促進すること。
 - (D) ソフトウェア若しくはダイレクトホスティング及び児童搾取行為のオンライン上の捜査支援の提供し、又は別の方法と

して、政府機関若しくは認証を受けた法執行機関の内部にホスティングされたシステムである場合は、そのような機能を提供する代替のシステムへの安全な接続をユーザに対して提供すること。

(e) データの収集及び報告

(1) 総則

第(a)項に基づき構築された全米子どもに対するインターネット犯罪データシステムは、次の各目に掲げる事項を確実なものとする。

(A) 即時通報

利用可能なソフトウェア及びデータを用いて適切に発見可能である地方の子どもの被害者に関係するすべての児童搾取事件は、発見後直ちに、参画している法執行機関が参照できるようにすること。

(B) 最優先容疑者

少なくとも30日ごとに、全米子どもに対するインターネット犯罪データシステムは、次のいずれをも行うものとする。

(i) 容疑のかかった犯罪行為の規模又はその他犯罪の重大性若しくはコミュニティ若しくは潜在的な地方の被害者に対する危険度の指標により決定される最優先容疑者の身元を明らかにすること。

(ii) 参画する法執行機関に対して当該の身元確認された最優先容疑者すべてを報告すること。

(C) 年次報告

合衆国内の及び国際的な児童ポルノ密輸及び児童搾取の全般的な規模を示すいかなる統計上のデータも、入手可能とされ、かつ、第101条第(c)項第(16)号[42 USC 17611(c)(16)]に基づき要求される国家戦略の中に含まれること。

(2) 解釈の規則

この号のいかなる規定も、参画する法執行機関の、州法及び地方の法に従い捜査の手がかり又は統計上の情報を普及する能力を制限するものと解釈されてはならない。

(f) ネットワークの必須条件

第(a)条に基づき設立された全米子どもに対するインターネット犯罪データシステムは、次の各号に掲げるすべてを提供する統合された技術及び訓練プログラムを開発し、展開し、及び維持するものとする。

(1) 第(d)項に規定する、連邦法執行機関、ICACタスクフォース並びにその他州、地方及び先住民族の法執行機関が紛争事件の解決に用いるための安全なオンラインシステム

(2) 連邦法執行機関、ICACタスクフォース並びにその他の州、地方及び先住民族の法執行機関による、現行の捜査、捜査の技術、成功事例その他関連するニュース及び専門的な情報に関するオンラインでのコミュニケーション及び協調を可能とする安全なシステム

(3) 連邦法執行機関、ICACタスクフォース並びにその他の州、地方及び先住民族の法執行機関により用いられる安全なオンラインのデータ保管及び分析システム

(4) 適切で定評のあるセキュリティープロトコル及びガイドラインに従った、州及び地方警察のコンピューターネットワークとの安全な接続又はインタラクション

(5) 連邦、州、地方及び先住民族の法執行機関並びにICACタスクフォースが利用する全米子どもに対するインターネット犯罪データシステムの利用のためのガイドライン

(6) 連邦、州、地方及び先住民族の法執行機関並びにICACタスクフォースによる全米子どもに対するインターネット犯罪データシステムの利用に際しての訓練及び技術的支援

(g) 全米子どもに対するインターネット犯罪データシステム運営委員会

司法長官は、前項に基づくプログラムに関するネットワークについてのガイダンスを提供するため、及びシステムのための戦略計画の作成を援助するため、全米子どもに対するインターネット犯罪データシステム運営委員会を設立するものとする。運営委員会は、児童搾取防止及び禁止の訴追、捜査又は予防において専門的知識を有する10名の委員からなり、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 地方のICACタスクフォースの所長により選出された3名の代表者で、全国の異なる地理的地域を代表するような代表者
 - (2) 司法省情報サービス室からの代表者1名
 - (3) 現在ワイオミング州検事総長事務局において主宰されているオペレーション・フェアプレイからの代表者1名
 - (4) 全米子どもに対するインターネット犯罪データシステムの主宰及び維持に主たる責任を有する法執行機関からの代表者1名
 - (5) 連邦捜査局のイノセントイメージ国家イニシアティブ^(注9)又は地域電子的犯罪科学捜査研究所からの代表者1名
 - (6) 移民税関捜査局のサイバー犯罪センターからの代表者1名
 - (7) 合衆国郵便捜査局からの代表者1名
 - (8) 司法省からの代表者1名
- (h) 歳出予算の承認

2009会計年度から2016会計年度までを通じ、各会計年度に対し、この条の規定を実施するため200万ドルが割り当てられることを認める。

第17616条 ICAC補助金プログラム

(a) 設立

(1) 総則

司法長官は、第104条[42 USC 17614]に

規定された責務及び機能の遂行を支援するため、州及び地方のICACタスクフォースに補助金を交付する権限を有する。

(2) 定式補助金

(A) この条を実施するために割り当てられた資金全体の少なくとも75%は、この項の(B)に定める要件に従い、司法長官により策定された補助金定式に従い補助金の交付又はその他の方法による配分を行うことができるものとする。

(B) 定式(補助金)の要件

司法長官によりこの号の(A)に基づき作成された定式は、次に掲げる事項を満たすものとする。

(i) 最低でも、この項の(A)に基づく補助金の授与さもなければ頒布が可能となる資金の0.5%に相当する額を各州又は地方のICACタスクフォースが受領するよう保障すること

(ii) 次に掲げる要因を考慮すること

(I) 合衆国国勢調査局により、直近の10年毎国勢調査で確定された各州の人口

(II) オペレーション・フェアプレイ、ICACデータネットワーク、サイバーティップライン及びその他の情報源により発生した、申請者の管轄内での捜査上の手掛かりの数

(III) 連邦、州又は地方の訴追のためのタスクフォースに付託された子どもに対するインターネット犯罪に関する犯罪事件数

(IV) タスクフォースによる児童搾取事件の成功した訴追数

(V) 児童搾取犯罪の防止、捜査又は訴追に係るタスクフォースによる訓練、技術支援及び一般啓蒙又は働きかけの総計

(VI) タスクフォースにより、追加的資源の必要性の程度を明示するものと
司法長官が決定するその他の基準

(3) 必要に応じた残資金の配分

(A) 総則

資金が前号(A)に基づく定式補助金の交付又はその他の方法による配分を行うことができるものとされた後、この条を実施するために割り当てられた資金全体の中で残った資金は、司法長官により策定された基準で示される必要性に基づき、州及び地方のICACタスクフォースに配分するものとする。当該基準は前号(B)(ii)に掲げる各要因を含むものとする。

(B) マッチングの要件

州又は地方のICACタスクフォースは、この号の(A)に基づき州又は地方のICACタスクフォースにより受領された資金額の少なくとも25%と同額の連邦以外のマッチングファンドを提供するものとする。この号(B)に従いマッチングファンドの提供を実行できないか若しくは実行する意思がない州又は地方のICACタスクフォースは、(A)に基づく資金を受領する資格をもたないものとする。

(C) 免除

司法長官は、州又は地方のICACタスクフォースが正当な理由又は財政的な困難を明示する場合には、(B)に基づくマッチング要件の全部又は一部の免除を行うことができる。

(b) 申請

(1) 総則

この条に基づく補助金を要望する各州又は地方のICACタスクフォースは、司法長官が合理的に要求しうるような時期に、そのような方法により、及びそのような情報を伴って、司法長官に申請書を提出するも

のとする。

(2) 内容

前号に従って提出される各申請書は、次の各目のいずれをも満たさなければならない。

(A) この条に基づく支援の対象となる活動の説明

(B) この編[42 USC 17611 et seq.]の必要条件の順守を確保するため必要であると司法長官が決定する追加の担保の提供

(c) 認められる用途

この条に基づき交付される補助金は、次の各号に掲げる事項に用いることができる。

(1) 職員、捜査官、検察官、教育専門家及び犯罪科学捜査専門家の雇用

(2) 子どもに対するインターネット犯罪の捜査において活用される犯罪科学捜査研究所の設立及び支援

(3) 子どもに対するインターネット犯罪の捜査及び訴追の支援

(4) インターネット上の捕食者から子ども及び親が自身を守ることを援助する教育プログラムの運営及び支援

(5) 子どもに対するインターネット犯罪の捜査及び訴追の成功に係るトレーニング・セッションの運営及びこれに対する参加

(6) 子どもに対するインターネット犯罪の防止、捜査又は訴追に直接関係するその他の活動への資金提供

(d) 報告に際しての要件

(1) ICAC報告書

この条に基づく補助金によって資金を得た活動の結果を測定するため、及び政府活動評価法[P.L.103-62; 107 Stat. 285]にそうよう司法長官を支援するため、各州及び地方のこの条に基づく補助金を受領するICACタスクフォースは、毎年、司法長官に対し、次の各目に掲げる事項を説明する報告書を提出するものとする。

- (A) 子どもに対するインターネット犯罪の捜査及び訴追に専念する捜査官、検察官、教育専門家及び犯罪科学捜査専門家の人数を含む、タスクフォースの人員水準
- (B) 次に掲げるすべての事項を含む、タスクフォースの捜査及び訴追の達成度の測定
- (i) 子どもに対するインターネット犯罪に関し着手された捜査の数
- (ii) 子どもに対するインターネット犯罪に関する逮捕数
- (iii) 次に掲げるものを含む、子どもに対するインターネット犯罪の訴追数
- (I) 訴追の結果、そのような犯罪で有罪となったかどうか
- (II) 量刑及び州法に基づくそのような犯罪の最高法定刑
- (C) タスクフォースによる合衆国検事総局に対する付託数。付託が連邦検察官により受理されたか否かを含む。
- (D) 他の法執行機関への付託等、結果として逮捕又は訴追に至らなかった捜査の処理を示す統計値
- (E) タスクフォースのメンバーでない法執行機関に対し、タスクフォースが提供した捜査の技術的支援セッションの数
- (F) タスクフォースが完了した電子的犯罪科学捜査的検査の数
- (G) タスクフォースにより策定された子どもに対するインターネット犯罪プログラム基準に参加する法執行機関の数
- (2) 連邦議会への報告
- この法律の制定の日(2008年10月13日)より1年以内に、司法長官は連邦議会に対し、次の各目に掲げるすべての事項について報告書を提出するものとする。
- (A) 第102条[47 USC 17612]に基づき策定されたICACタスクフォース計画の進行

状況

- (B) 児童搾取に関する前12か月間の連邦及び州の捜査、訴追及び有罪判決の数

第17617条 歳出予算の承認

(a) 総則

この編を実施するため、次の各号のとおり
の割当が承認される。

- (1) 2009会計年度に6000万ドル
- (2) 2010会計年度に6000万ドル
- (3) 2011会計年度に6000万ドル
- (4) 2012会計年度に6000万ドル
- (5) 2013会計年度に6000万ドル

- (b) 前項に基づき割り当てられた資金は、歳出されるまで利用可能とする。

第17631条 地域の電子的犯罪科学捜査研究所の増設

(a) 追加資金

司法長官は、児童搾取の捜査に対するものを含む、電子的犯罪科学捜査における現在の未処理の業務に取り組むため、追加的な電子的犯罪科学捜査の能力を確立するものとする。司法長官は、地域の現存の科学捜査研究所の能力の増強又は連邦捜査局により運営される地域電子的犯罪科学捜査研究所計画に基づき研究所を増設するために、この条に基づく資金を活用することができる。

(b) 新しい資金の目的

この条に基づき割り当てられる資金により確立される追加的な科学捜査の能力は、連邦機関、州及び地方のICACタスクフォース並びにその他子どもに対するインターネット犯罪の防止、捜査及び訴追を行う連邦、州及び地方の法執行機関を支援する用途に用いられるものとする。

(c) 新たな電子的犯罪科学捜査研究所

司法長官が、前(a)項に基づき、現存の未

処理の業務に最善に取り組むため新たな地域の電子的犯罪科学捜査研究所が必要とされていると決定した場合には、そのような新研究所は次項に従い設立されるものとする。

(d) 新研究所の設置場所

この条に基づく新たな地域の電子情報科学捜査研究所の設置場所は、連邦捜査局局長、地域電子的犯罪科学捜査研究所全国運営委員会及びその他の関連する利害関係者と協議の上、司法長官によって決定されるものとする。

(e) 報告書

この法律の制定日[2008年10月13日]より1年以内に、それ以後は毎年、司法長官は連邦議会に対して、この条に基づき割り当てられた資金がどのように活用されたかについての報告書を提出しなければならない。

(f) 歳出の承認

この条の規定を実施するため、2009会計年度から2013会計年度に200万ドルの歳出が承認される。

注

- (1) 2008年10月22日現在。原文は、有料ウェブサイト“LexisNexis”掲載の“United States Code Service (USCS)”によった。〈<http://www.lexisnexis.com/>〉
- (2) 2006年に立ち上げられた司法長官による戦略。全米行方不明及び被搾取児童センターやICACタスク

フォース、州・地方の法執行機関、連邦の諸機関との連携により、テクノロジーによる児童搾取を取り締まり、防止する目的。児童搾取と家庭などでの効果的な防止法について公共教育も行う。

- (3) 1995年より運営されるFBIサイバー部によるプロジェクト。コンピューターを介した児童ポルノ、児童性的虐待の減少、救出、事件の立件、関係法の整備、強化に取り組む。
- (4) 1981年に発足した非営利団体を母体とした機関。連邦法に基づき、法執行機関と連携して児童失踪事件の連絡役となる。連邦より補助金を支給されている。
- (5) 司法省が連邦検事事務局、連邦、州及び地方の法執行機関並びに全米行方不明及び被搾取児童センター等と共同して行っている計画。
- (6) 子どもの性的搾取に関する事件を通報するシステム。
- (7) 原語は“sexual (violent) predator”。42 USC 14071(a)において定義される精神異常や人格障害で性犯罪の有罪の宣告を受けた者について、専門家の勧告により裁判所が定める。
- (8) 児童ポルノのやり取りを追跡するソフトウェアシステム用いた児童ポルノ取締り作戦やそのチーム。
- (9) FBIと警察機関で構成される全米及び国際的な連携。

(いびみえこ・海外立法情報課)